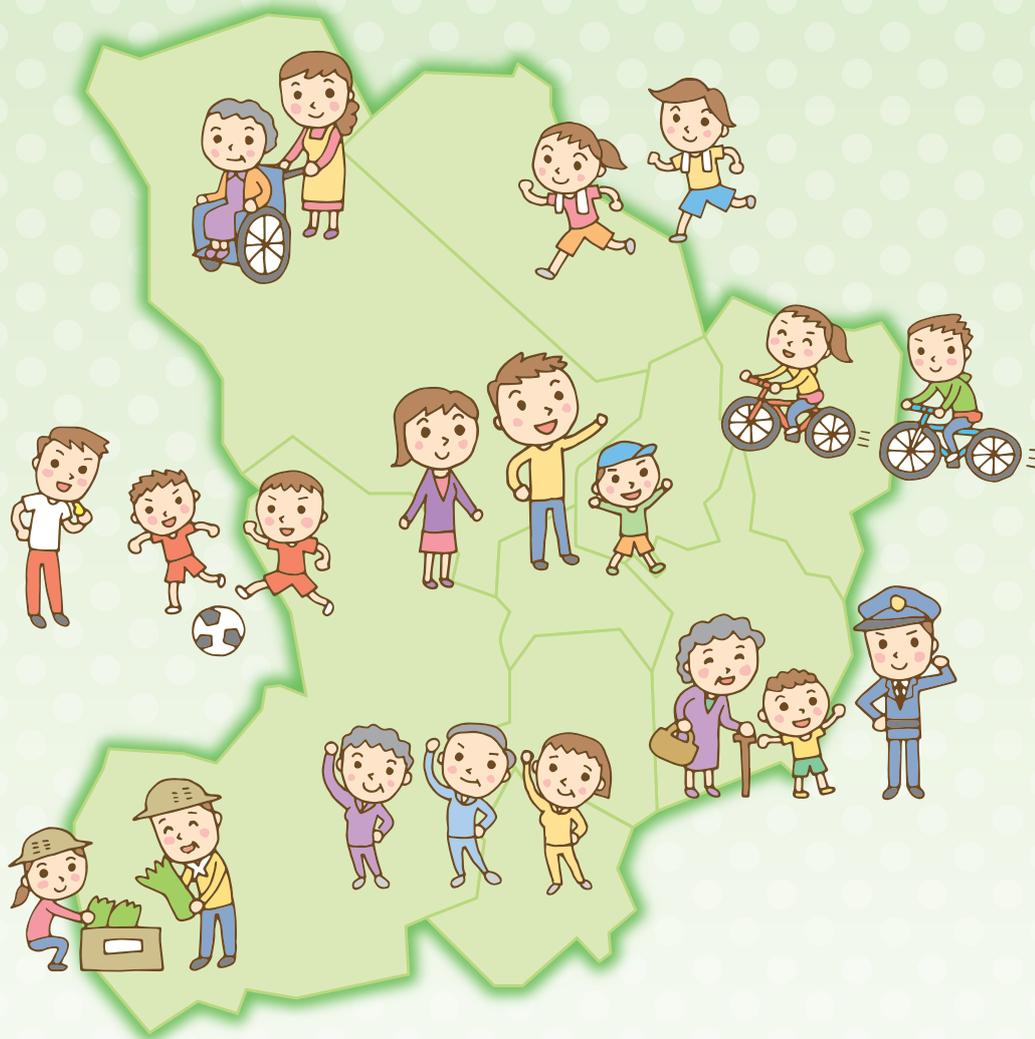

白石市 地域福祉計画



令和3年3月

白石市

白石市地域福祉計画（第1期）策定に寄せて

現在、我が国はかつて経験したことのない人口減少と少子高齢化の急速な進行に直面するとともに、人生100年時代の到来という未曾有の事態に対応する社会の構築が求められています。



また、令和2年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症を想定した、新しい生活様式をご自身や周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、引き続き実践していく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本市では令和3年度を初年度とする「第六次白石市総合計画」に基づき、「地域力の向上」を基本的な視点の一つとした基本施策に「住民主体の地域づくり戦略」を重点に据えた様々な取組を行っていくこととなります。

その一環として、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」を目標に「白石市地域福祉計画（第1期）」を策定いたしました。

今回策定した令和3年度から7年度までの5年間の期間とする地域福祉計画は、本市として最初の計画となり、本市の福祉に関する共通した考え方・方向性を定めたものとなります。

この計画の策定にあたりましては、市民の皆様や様々な市民団体からアンケートのご協力を頂戴し、策定委員の方々に熱心なご議論を頂き誠に感謝に堪えません。

最後になりますが、市民の皆様におかれましては本計画へのご理解とご協力を賜りますとともに、地域の福祉活動へ主体的な参加をお願い申し上げ、本計画に寄せる言葉とさせていただきます。

令和3年3月

白石市長 山田 裕一

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置付け・役割	2
第2章 地域福祉を取り巻く環境	3
1 地域福祉推進にかかる背景	3
(1) 人口減少・少子高齢化の進行と人生100年時代の到来	3
(2) 暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化	3
(3) 人と人とのつながりの希薄化・地域からの孤立	3
(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と新しい生活様式	3
2 「地域共生社会」の実現に向けた動き	4
3 宮城県の動き	6
第3章 本市の状況	7
1 人口・世帯	7
(1) 人口の状況	7
(2) 世帯の状況	9
2 福祉の状況	11
(1) 要介護・要支援認定者数	11
(2) 認知症高齢者数	11
(3) 障害者手帳所持者数	12
(4) 保育園・放課後児童クラブの状況	12
(5) 生活保護受給者数	13
3 アンケート調査からみる状況	14
(1) アンケート調査の実施概要	14
(2) 市民アンケート調査の結果概要	15
(3) 関係団体等アンケート調査の結果概要	25
4 地域福祉における課題	30
(1) 包括的な相談支援体制の充実	30
(2) ボランティア活動の活性化	30
(3) 地域住民同士の交流機会の充実	30
(4) 必要な支援や福祉サービスを利用できる体制の確保	31
(5) 成年後見制度の利用促進	31
(6) 災害時等の安全・安心を確保する体制の強化	32

第4章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策体系（案）	35
4 圏域の考え方と重層的支援体制	36
5 計画の進捗管理	38
6 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて	39
第5章 施策の展開	40
基本目標1 地域・人をつなぐしくみ・体制をつくる	40
1-1 包括的な支援体制の構築・強化	40
1-2 地域における交流機会の充実	42
1-3 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実	44
基本目標2 地域福祉の担い手を育てる	46
2-1 福祉意識の醸成	46
2-2 福祉人材の育成と活動支援	48
基本目標3 利用しやすいサービスを提供する	50
3-1 ケアマネジメント等の充実	50
3-2 サービス提供基盤の確保と質の向上	52
3-3 情報提供の充実	54
基本目標4 安全・安心な暮らしを守る	56
4-1 成年後見制度の利用促進（白石市成年後見制度利用促進基本計画）	56
4-2 虐待防止対策の強化	60
4-3 生活困窮者自立支援の充実	62
4-4 災害時支援体制の強化	64
4-5 安全・安心な地域環境の整備	66
資料 編	69
1 白石市地域福祉計画策定委員会	69
2 策定経過	72
3 用語解説	73

※本計画での「障害」の表記については、対象が「障がいのある人」や「障がいのある児童」など人を示すときには「害」をひらがなで表記し、それ以外の障害の状態や法律用語等を示すときは、漢字で表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

このような課題に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難であり、対象者別・機能別に整備された公的支援も課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要です。

令和3（2021）年度を初年度とする「第六次白石市総合計画」では、「地域力の向上」を基本的な視点のひとつとし、将来像を「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」としています。また、その実現に向けた基本施策に地域福祉の推進を掲げるとともに、「住民主体の地域づくり戦略」を重点戦略としています。

こうした中、地域住民と行政、ボランティア、NPO 法人、サービス事業者が力を合わせ、補完し合いながら、それぞれの役割の中でできることを実行していくことにより、誰もが地域の一員として安心して暮らし、あらゆる分野の活動に参画することができる地域社会を目指すため、「白石市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市の状況の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け・役割

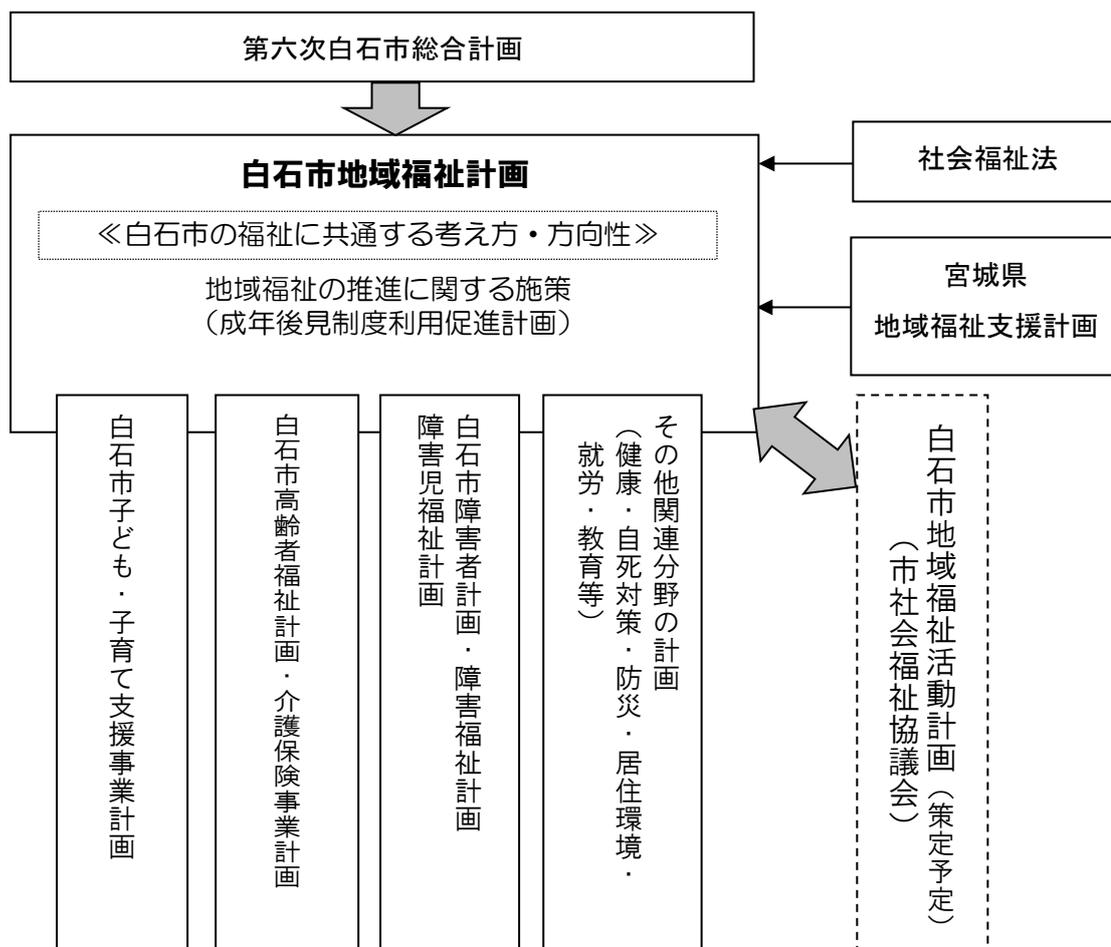
本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付けられ、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づき策定する、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画としても位置付けます。

本計画は、白石市政の最上位計画である「第六次白石市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、福祉分野における個別計画に共通する考え方や施策の方向性を示し、取り組みの整合性を図るものです。

本計画を地域福祉の推進に向けた取り組みとして計画的に実践するため、今後、市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定する際には連携を図りながら取り組んでいきます。

さらに、市民、地域、各種団体、事業所、関係機関、行政の協働によって地域福祉を推進していく指針としての役割も果たします。



第2章 地域福祉を取り巻く環境

1 地域福祉推進にかかる背景

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と人生100年時代の到来

全国的に少子高齢化・人口減少が急速に進行しています。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。さらに、今後は「現役世代の急減」という局面を迎えることとなり、社会の活力維持向上をどのように図るかが重要課題となっています。

一方で、平均寿命・健康寿命が延伸し、人生100年時代が到来するともいわれています。元気な高齢者が地域の担い手として活躍することが期待され、そのしくみづくりが求められています。

(2) 暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化

例えば、高齢の親が、外部との接触がほとんどなく収入も少ない中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など、単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援も課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要とされています。

(3) 人と人とのつながりの希薄化・地域からの孤立

暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。生活に困難を抱えながら誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

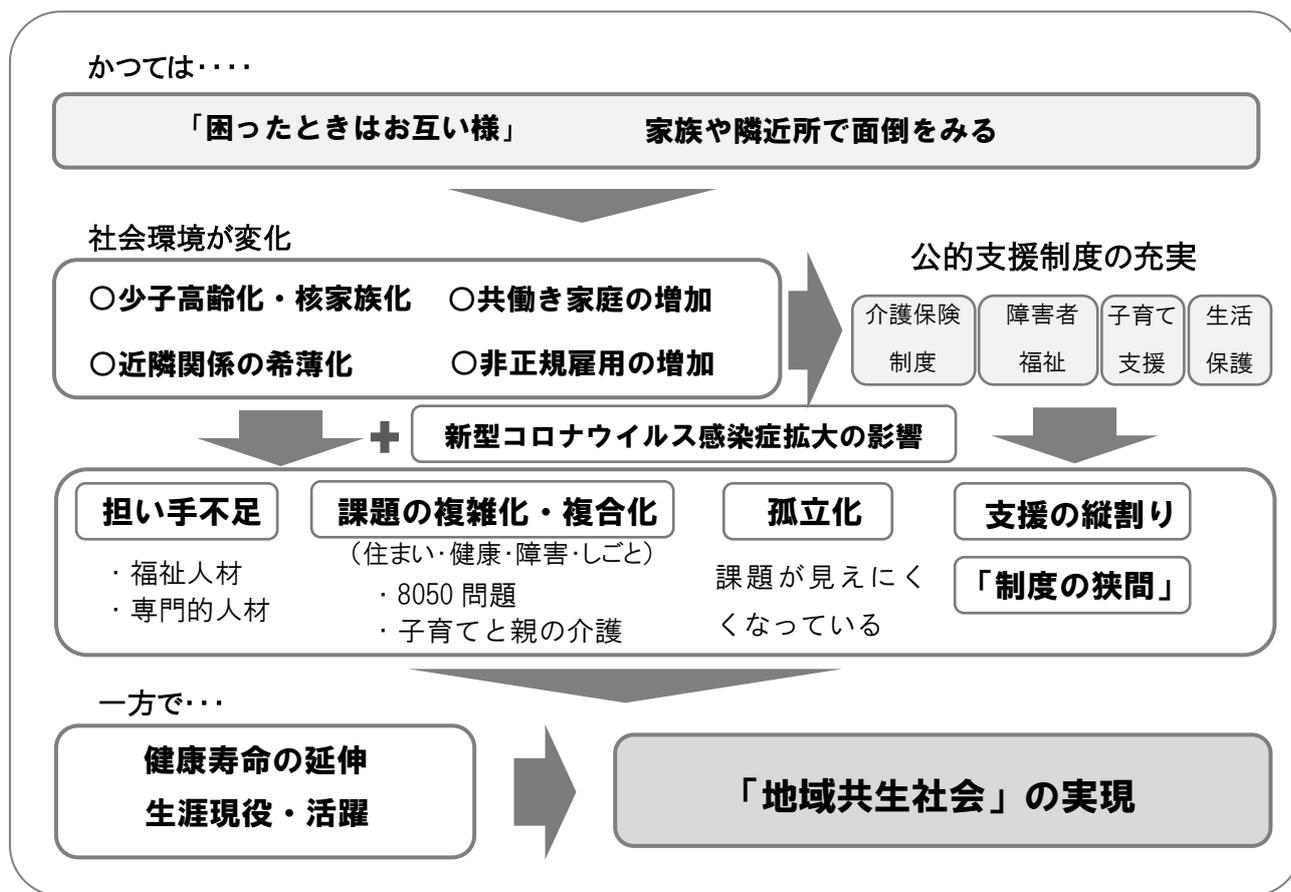
地域社会の中で誰もが孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の生命を脅かすのみならず、感染拡大防止に向けた外出自粛により、経済活動が縮小し、雇用や所得に大きな影響を及ぼすとともに、交流機会も制限され、心身の健康やコミュニティの在り方にも変化をもたらしています。感染者や濃厚接触者、医療従事者などへの不当な差別や偏見のない地域社会づくりを推進していくことも大きな課題となります。

こうした新たな課題に対し、新しい生活様式に対応した地域福祉の推進方法を模索していかなければなりません。

■地域福祉推進にかかる背景のイメージ



2 「地域共生社会」の実現に向けた動き

こうした背景のもと、国は、平成 28（2016）年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29（2017）年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、市町村による地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制作り（第 106 条の 3）、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。（第 107 条）

さらに、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業が創設され、令和 3（2021）年 4 月から施行されます。（第 106 条の 4）

■社会福祉法 抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2** 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3** 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 宮城県の動き

宮城県では、住民主体による支え合い活動を推進し、市町村が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、平成 28（2016）年 3 月に「宮城県地域福祉支援計画（第 3 期）」（以下「第 3 期県計画」という。）を策定しています。

第 3 期県計画では、「すべての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を基本理念とし、その実現に向けて「小地域福祉活動の展開」、「ネットワークによる活動の促進」、「東日本大震災からの復興に向けた地域コミュニティの再生」の 3 つを基本目標に掲げています。また、取り組みの方向性として、「共に協力し支え合う地域づくり」、「地域福祉を担う人づくり」、「地域福祉サービスの基盤づくり」、「被災地のコミュニティ形成と健康づくり」の 4 つの柱を立て、自助・互助・共助・公助の考えのもと、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現に向けた施策の展開を図っています。

■宮城県地域福祉支援計画（第 3 期）の概要

【基本理念】

すべての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

【基本目標】

1. 小地域福祉活動の展開
2. ネットワークによる活動の促進
3. 東日本大震災からの復興に向けた地域コミュニティの再生

【取組の方向性】

- (1) 共に協力し支え合う地域づくり
- (2) 地域福祉を担う人づくり
- (3) 地域福祉サービスの基盤づくり
- (4) 被災地のコミュニティ形成と健康づくり

第3章 本市の状況

1 人口・世帯

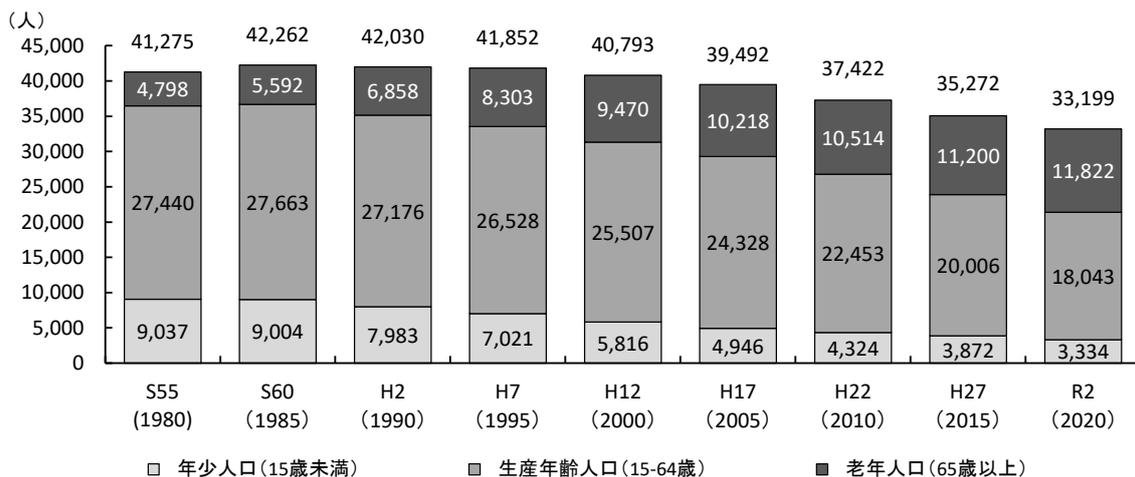
(1) 人口の状況

① 総人口の推移

本市の総人口の推移をみると、昭和 60（1985）年ごろをピークに減少傾向となり、令和 2（2020）年時点で 33,199 人となっています。年齢 3 区分別にみると、昭和 55（1980）年時点で 11.6%であった高齢化率が令和 2（2020）年には 35.6%まで上昇する一方、年少人口割合は 21.9%から 10.0%まで低下しています。

このように本市においても急速に人口減少・少子高齢化が進んでいる状況となっています。

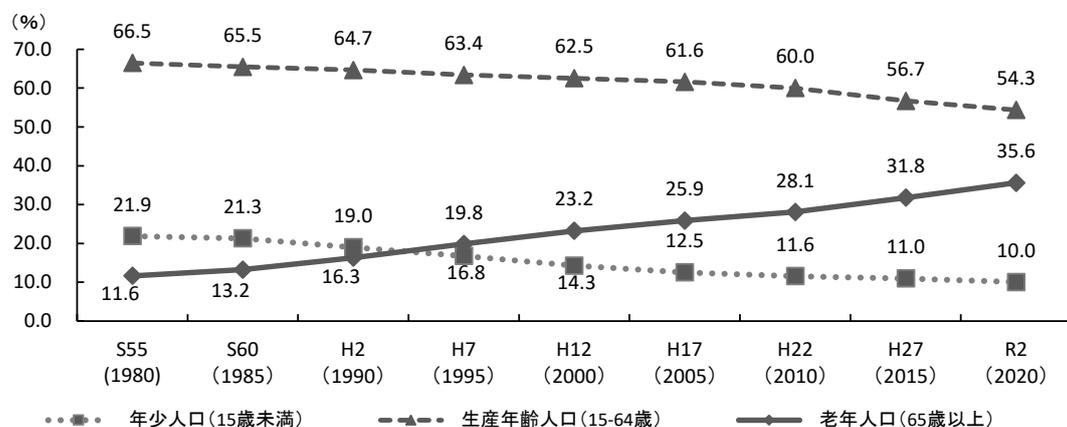
■ 年齢 3 区分別人口の推移



※年齢不詳があるため、各区分の合計と市全体の数値が一致しない場合がある。

出典：S55～H27：国勢調査、R2：住民基本台帳人口（9月末現在）

■ 年齢 3 区分別人口割合の推移



出典：S55～H27：国勢調査、R2：住民基本台帳人口（9月末現在）

② 地区別人口の状況

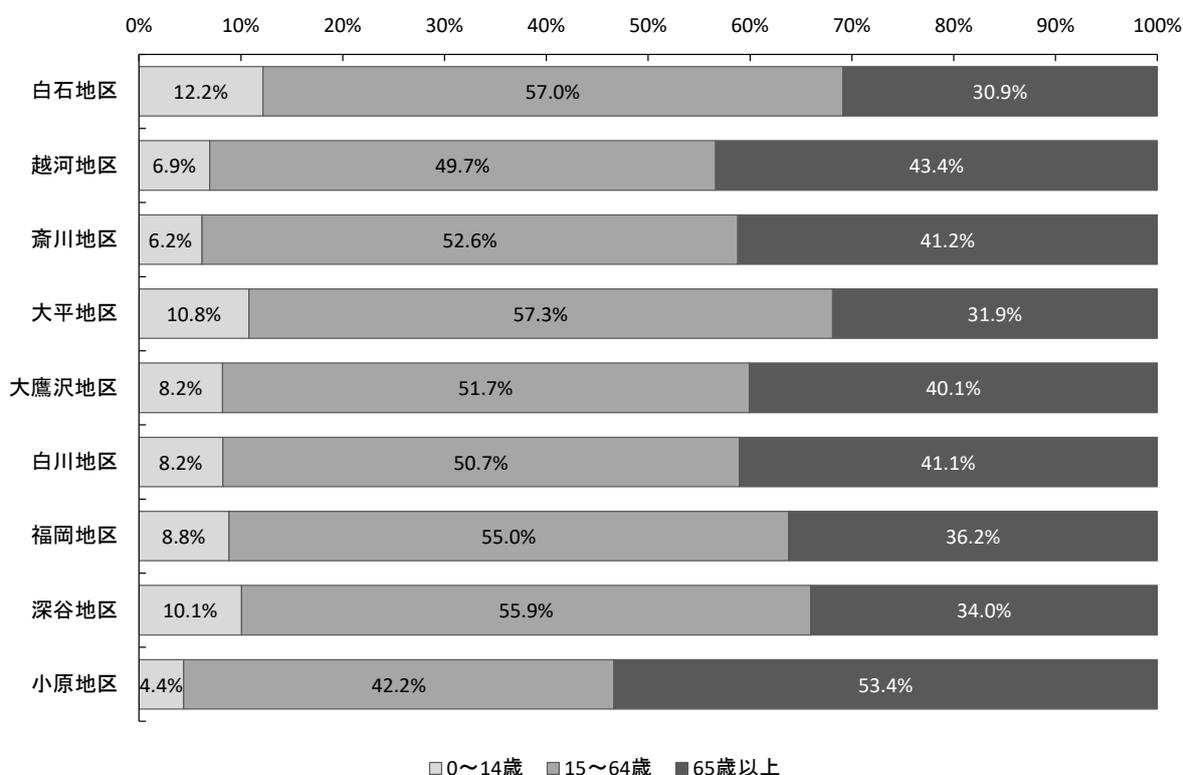
地区別人口の状況を見ると、白石地区が全体の50%以上を占め、福岡地区が約17%と高い割合となっている一方、斎川地区、小原地区は3%以下で、人口が1,000人以下となっています。また、各地区の高齢化率をみると、最も低い地区は白石地区30.9%、最も高い地区は小原地区53.4%で、地区によって人口規模、構成が異なります。

■地区別・年齢3区分別人口及び高齢化率（平成30（2018）年10月1日現在）

	総人口	構成比	0～14歳	15～64歳	65歳以上	高齢化率
白石地区	17,475	51.4%	2,124	9,954	5,397	30.9%
越河地区	1,441	4.2%	100	716	625	43.4%
斎川地区	1,000	2.9%	62	526	412	41.2%
大平地区	2,540	7.5%	274	1,456	810	31.9%
大鷹沢地区	2,014	5.9%	165	1,042	807	40.1%
白川地区	1,532	4.5%	126	777	629	41.1%
福岡地区	5,632	16.6%	497	3,096	2,039	36.2%
深谷地区	1,619	4.8%	163	905	551	34.0%
小原地区	774	2.3%	34	327	413	53.4%
市全体	34,027	100.0%	3,545	18,799	11,683	34.3%

出典：住民基本台帳人口

■地区別・年齢3区分別人口割合（平成30（2018）年10月1日現在）



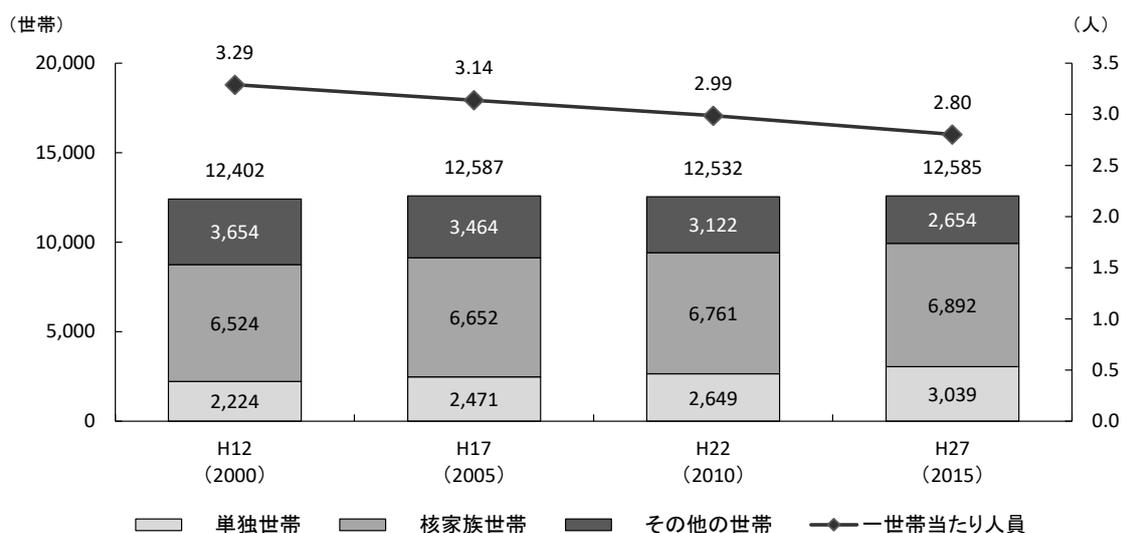
出典：住民基本台帳人口

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成 12 (2000) 年から 15 年間で 183 世帯 (1.5%) 増加しています。単独世帯や核家族世帯が増加し、その他の世帯は減少傾向がみられ、一世帯当たり人員は平成 12 (2000) 年の 3.29 人から平成 27 (2015) 年には 2.80 人まで減少しています。

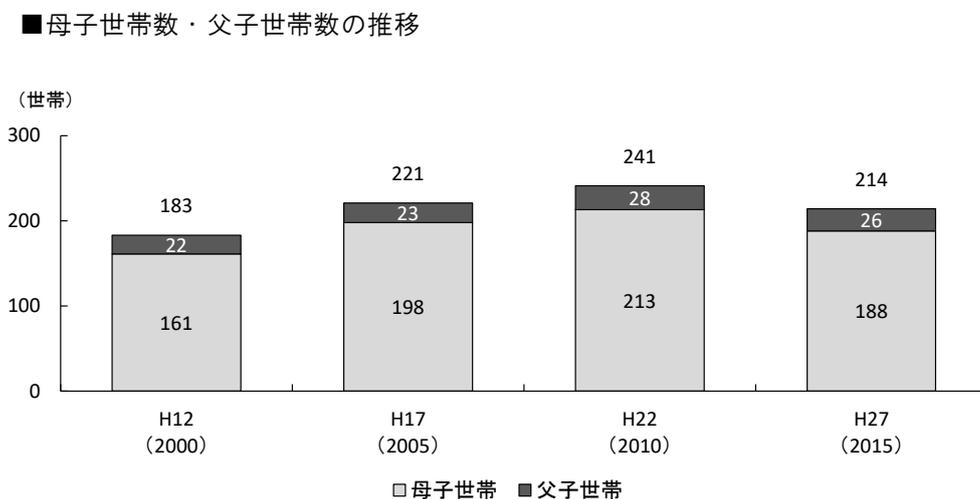
■ 世帯数・1 世帯当たり人員の推移



	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
総世帯数	12,402	12,587	12,532	12,585
増減	-	185	-55	53
(増減率)	-	(1.5)	(▲0.4)	(0.4)
単独世帯	2,224	2,471	2,649	3,039
(割合)	(17.9)	(19.6)	(21.1)	(24.1)
核家族世帯	6,524	6,652	6,761	6,892
(割合)	(52.6)	(52.8)	(53.9)	(54.8)
その他の世帯	3,654	3,464	3,122	2,654
(割合)	(29.5)	(27.5)	(24.9)	(21.1)

② 母子・父子世帯の状況

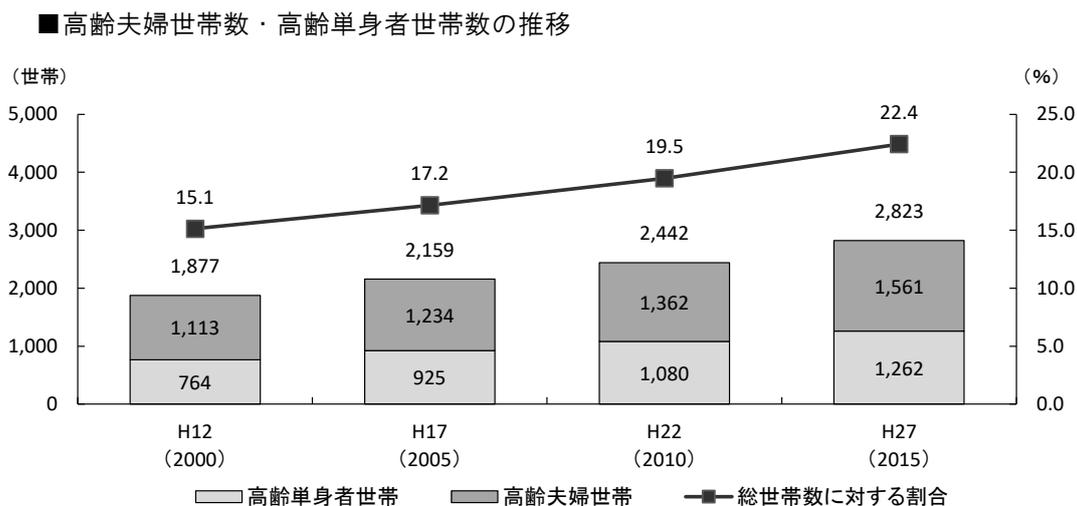
母子・父子世帯数の推移をみると、平成 22（2010）年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、平成 27（2015）年で母子世帯が 188 世帯、父子世帯が 26 世帯となっています。



出典：国勢調査

③ 高齢者世帯の状況

高齢夫婦世帯（夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の世帯）や高齢単身者世帯は年々増加しています。平成 27（2015）年で高齢夫婦世帯が 1,561 世帯、高齢単身者世帯が 1,262 世帯、計 2,823 世帯となっており、市全体の 2 割以上を占めています。



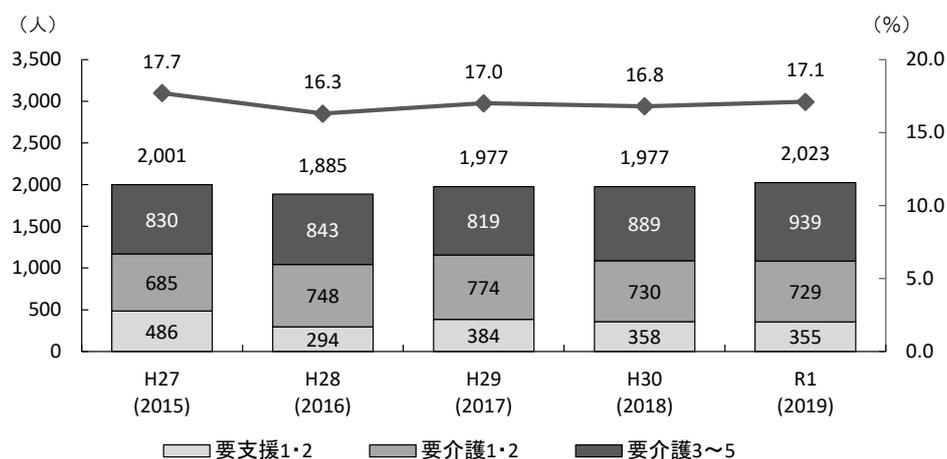
出典：国勢調査

2 福祉の状況

(1) 要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数は平成 28 (2016) 年に減少した後、増加してきています。特に要介護 3～5 の重度者の人数が増えています。

■ 要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告月報（各年 9 月末現在）

(2) 認知症高齢者数

要介護・要支援認定者のうち、認知症の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の数は、令和 2 (2020) 年 3 月末現在で、1,529 人となっています。

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)
日常生活自立度Ⅱ以上の人数	1,659 人	1,620 人	1,624 人	1,529 人

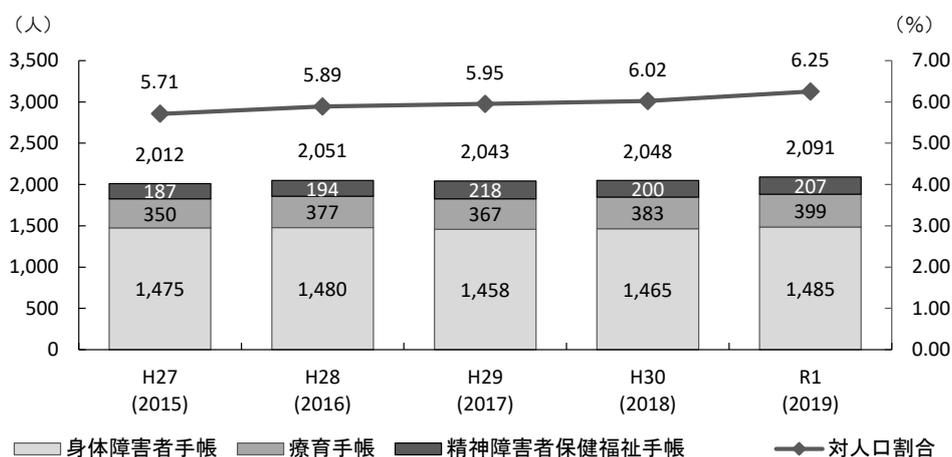
出典：長寿課（各年 3 月末現在）

(3) 障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数の推移をみると、人口が減少する中、手帳所持者数は横ばいもしくは増加で推移しており、総人口に対する割合は上昇傾向にあります。

手帳別にみると、療育手帳所持者数が増加しています。

■障害者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



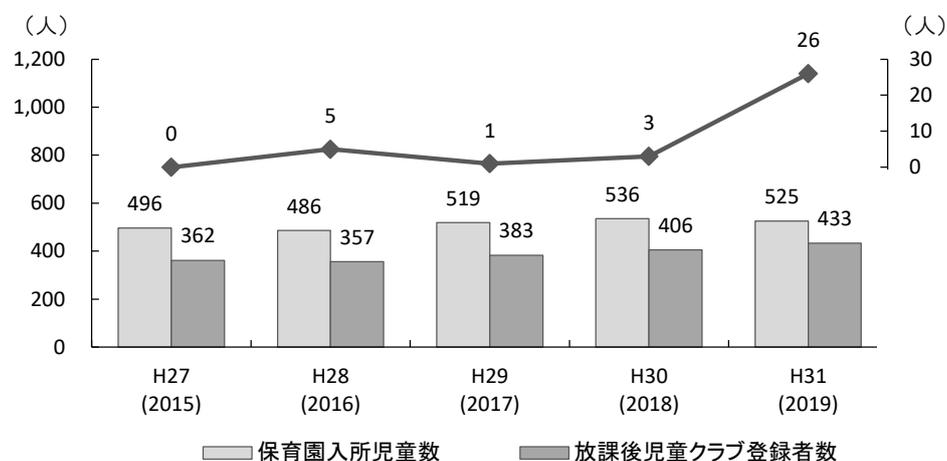
出典：福祉課(各年度3月末現在)

(4) 保育園・放課後児童クラブの状況

保育園入所児童数は、平成 31 (2019) 年 4 月現在で 525 人となっています。これまで待機児童が 0～5 人で推移していましたが、平成 31 (2019) 年で 26 人と大きく増加しています。

放課後児童クラブ登録者数は年々増加し、平成 31 (2019) 年 4 月現在で 433 人となっており、保育ニーズの高まりがうかがえます。

■保育園入所児童数・放課後児童クラブ登録者数の推移

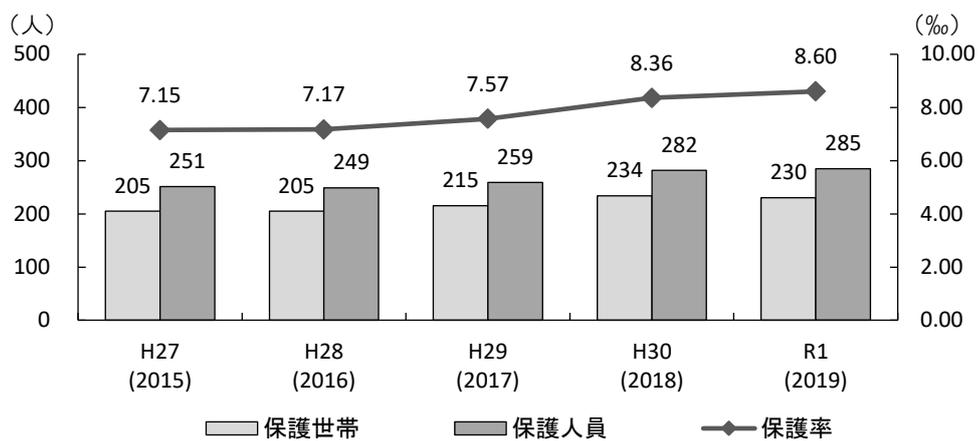


出典：保育園・子ども家庭課(各年4月1日現在)

(5) 生活保護受給者数

生活保護を受給している世帯は増加傾向にあり、令和元（2019）年度で230世帯、285人となっています。人口千人当たり保護人員（保護率）も上昇してきており、令和元（2019）年度で8.60%となっています。

■生活保護受給世帯数、受給人員、保護率の推移



出典：福祉課

3 アンケート調査からみる状況

市民の地域福祉にかかる現状や意識、地域の関係団体における活動状況や課題などを把握し、計画策定に反映させるため、アンケート調査を行いました。

調査の概要や結果の概要は以下のとおりです。

(1) アンケート調査の実施概要

① 市民アンケート調査

- 調査対象：白石市にお住まいの20歳以上 2,000人（無作為抽出）
- 調査期間：令和2年1月20日～令和2年2月3日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
合計	2,000票	920票	46.0%

② 関係団体等アンケート調査

- 調査対象：各地域のまちづくり協議会や各種ボランティア団体、地区民生委員・児童委員協議会、婦人会・婦人団体連絡協議会、交通安全協会、ヘルスマイト白石、シニアパートナーズ 計35団体
- 調査期間：令和2年9月2日～令和2年9月25日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

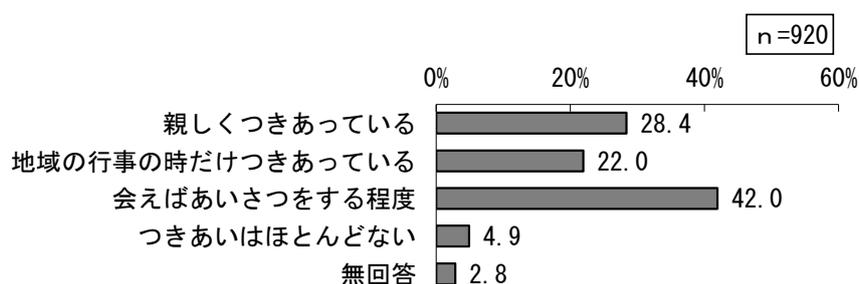
種別	配付数	回収数	回収率
合計	35票	35票	100%

(2) 市民アンケート調査の結果概要

① 近所づきあい

近所づきあいの程度は、「会えばあいさつをする程度」が42.0%で最も高く、次いで「親しくつきあっている」(28.4%)、「地域の行事の時だけつきあっている」(22.0%)と続いています。

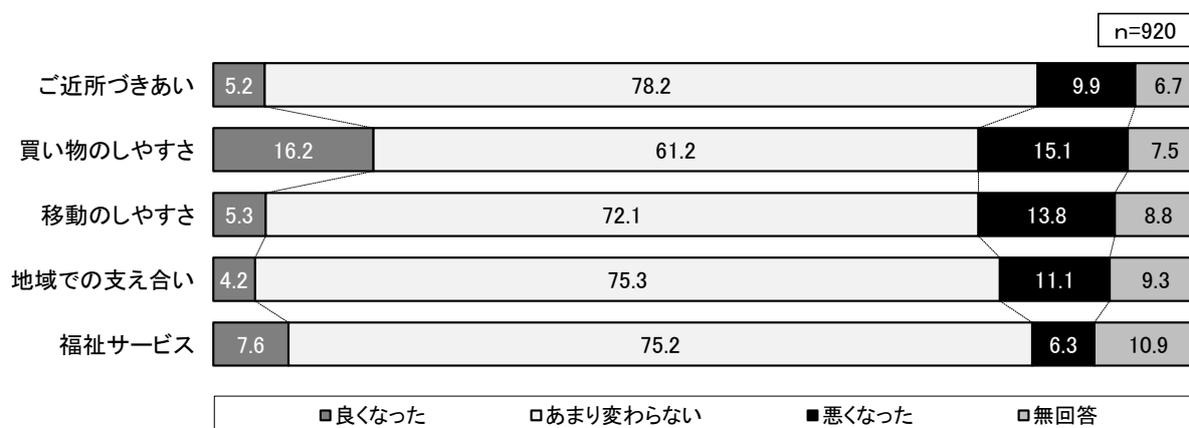
年齢別にみると、特に10・20歳代で「会えばあいさつをする程度」の割合が8割以上と高くなっています。70歳以上では「親しくつきあっている」の割合が最も高くなっています。30歳代では他の年代に比べて「つきあいはほとんどない」の割合が高くなっています。



② 地域の変化

居住地域で5年前と比べて良くなった・悪くなったと感じる項目は、ともに「買い物のしやすさ」の割合が最も高くなっています。

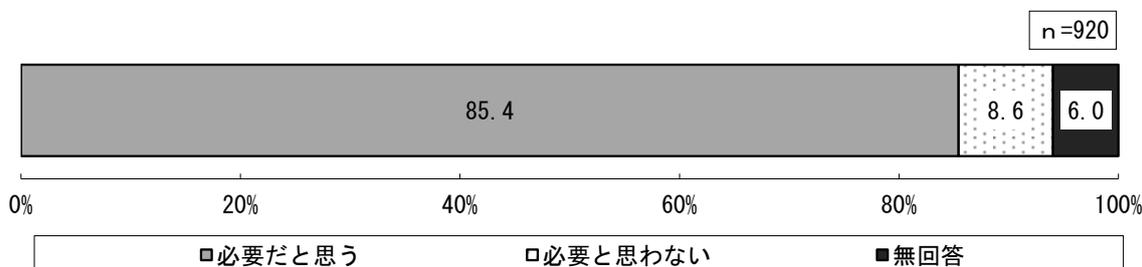
買い物のしやすさや移動のしやすさは、70歳代以上では、「悪くなった」の回答が約2割と他の年代と比べて高いほか、小原地区で「悪くなった」の割合が3割以上と高くなっています。



③ 地域での助け合い

地域での課題に対する住民同士の自主的な助け合い、支え合いの関係は、「必要だと思う」が85.4%、「必要と思わない」が8.6%となっています。

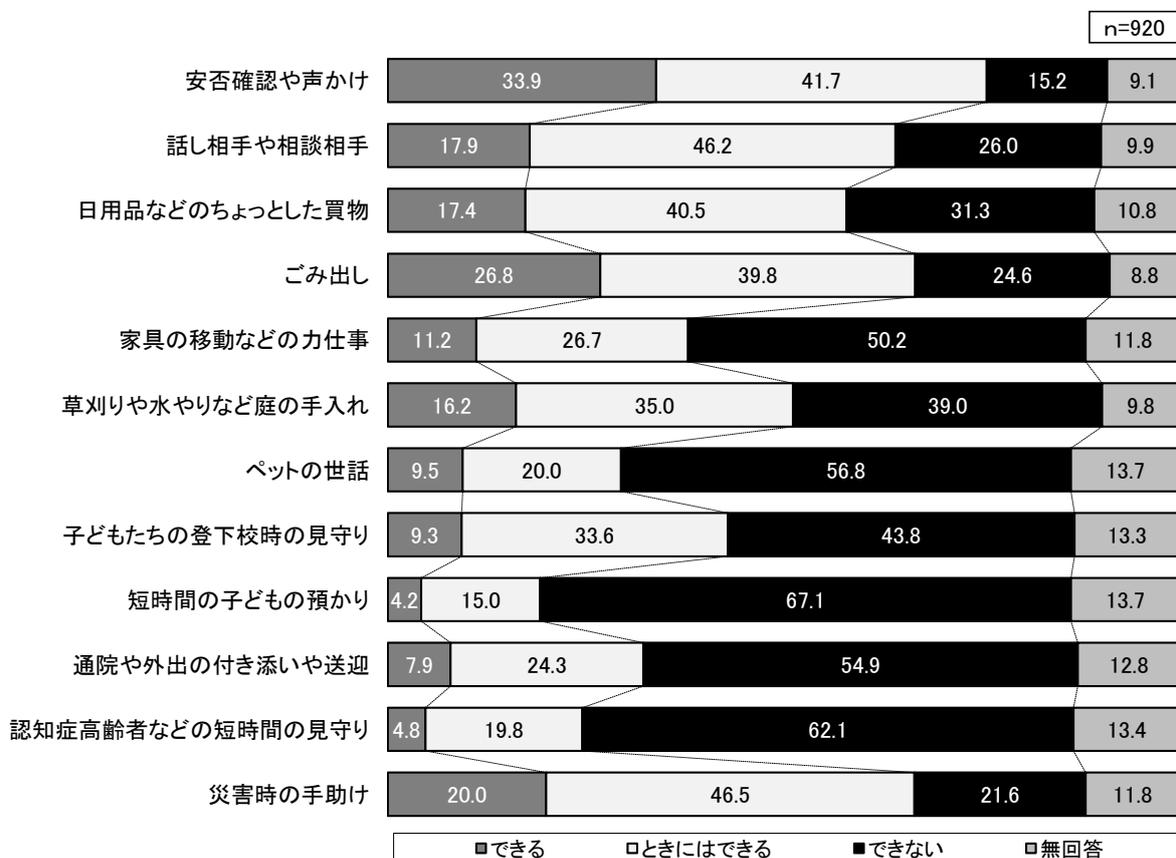
30歳代で「必要と思わない」が20.6%と、他の世代と比べてやや高くなっています。



【手助けできること】

ご近所や地域に困っている家庭がある場合、手助けできるかどうかは、「できる」が最も多い項目は「安否確認や声掛け」(33.9%)、次いで「ごみ出し」(26.8%)、「災害時の手助け」(20.0%)と続いています。

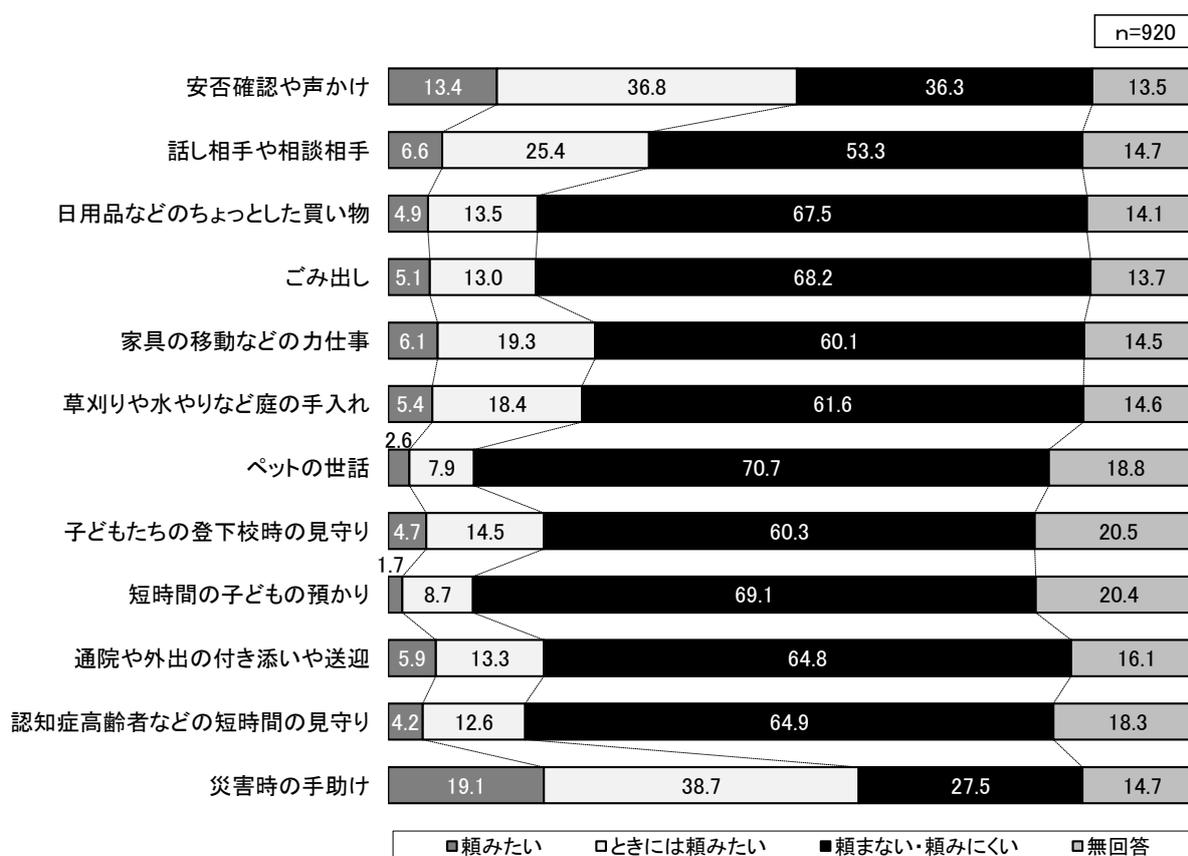
一方、「できない」が最も多い項目は「短時間の子どもの預かり」(67.1%)、次いで「認知症高齢者などの短時間の見守り」(62.1%)、「ペットの世話」(56.8%)と続いています。



【手助けを頼みたいこと】

近所や地域の人に対して、手助けを頼みたいと思うことは、「頼みたい」と「ときには頼みたい」を合わせた割合が最も高い項目は、「災害時の手助け」(57.8%)、「頼まない・頼みにくい」が最も多い項目は、「ペットの世話」(70.7%)となっています。

小学校入学前の幼児や小・中学生がいる世帯では「子どもたちの登下校時の見守り」や「短時間の子どもの預かり」で「ときには頼みたい」の割合が高く、また、ひきこもりの状況の人がいる世帯では「短時間の見守り」、「災害時の手助け」において「頼みたい」の割合が高くなっています。

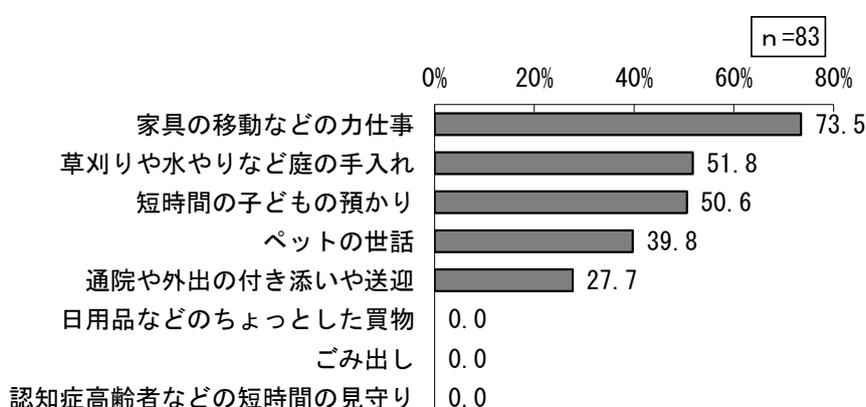


有償ボランティアとして活動してみたい項目は、83人（9.0%）が回答し、そのうち、「家具の移動などの力仕事」が73.5%で最も高く、次いで「草刈りや水やりなど庭の手入れ」（51.8%）、「短時間の子どもの預かり」（50.6%）と続いています。

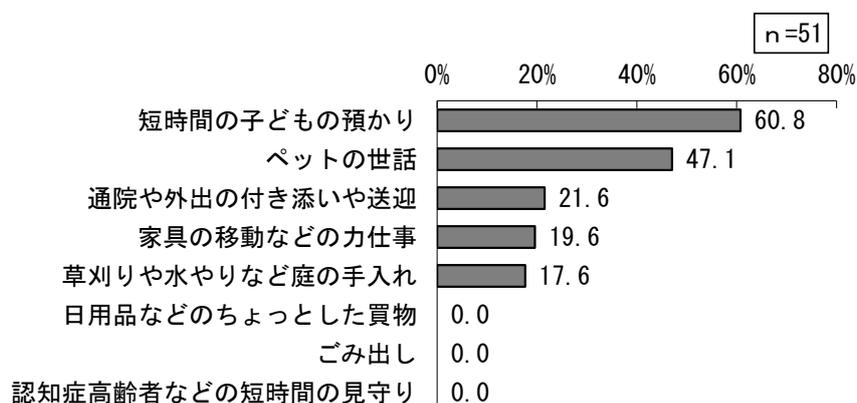
一方、有償ボランティアとして依頼したい項目は、51人（5.5%）が回答し、そのうち、「短時間の子どもの預かり」が60.8%で最も高く、次いで「ペットの世話」（47.1%）、「通院や外出の付き添いや送迎」（21.6%）と続いています。

このように有償ボランティアとして活動してみたいことと依頼したいことでは、同じ項目が上位5項目に入っています。

■活動してみたい項目



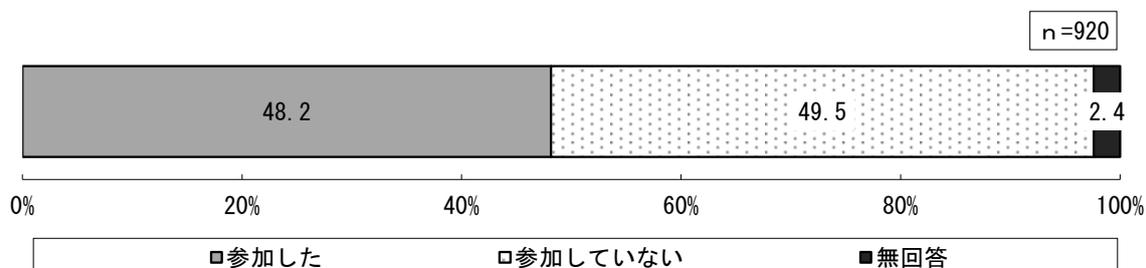
■依頼したい項目



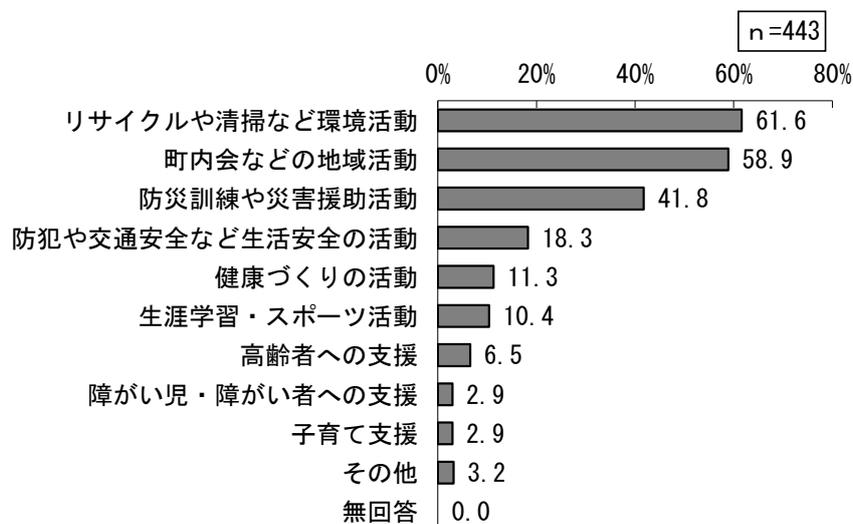
④ ボランティア活動

この1年間の地域活動やボランティア活動への参加状況は、「参加していない」が49.5%、「参加した」が48.2%となっています。

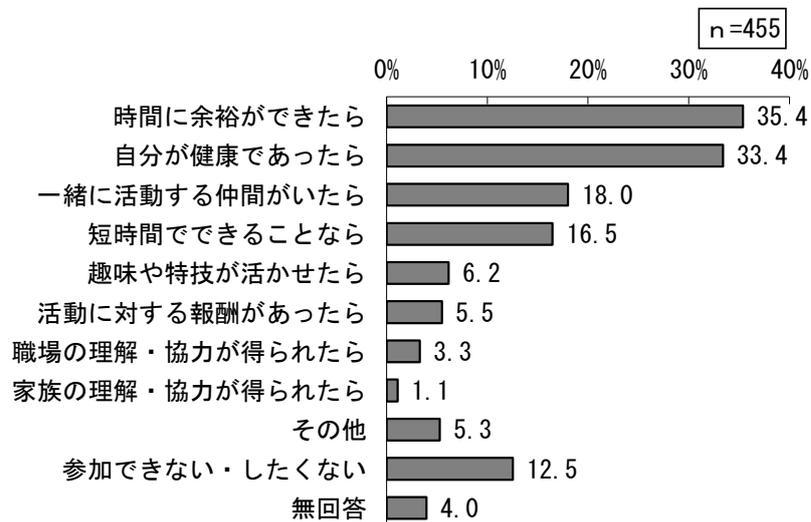
20歳代の8割、30歳代の6割が「参加していない」と回答しており、若者の参加割合が低くなっています。



この1年間に地域活動やボランティア活動に参加した人の参加した活動の分野は、「リサイクルや清掃など環境活動」が61.6%で最も高く、次いで「町内会などの地域活動」(58.9%)、「防災訓練や災害援助活動」(41.8%)と続いています。

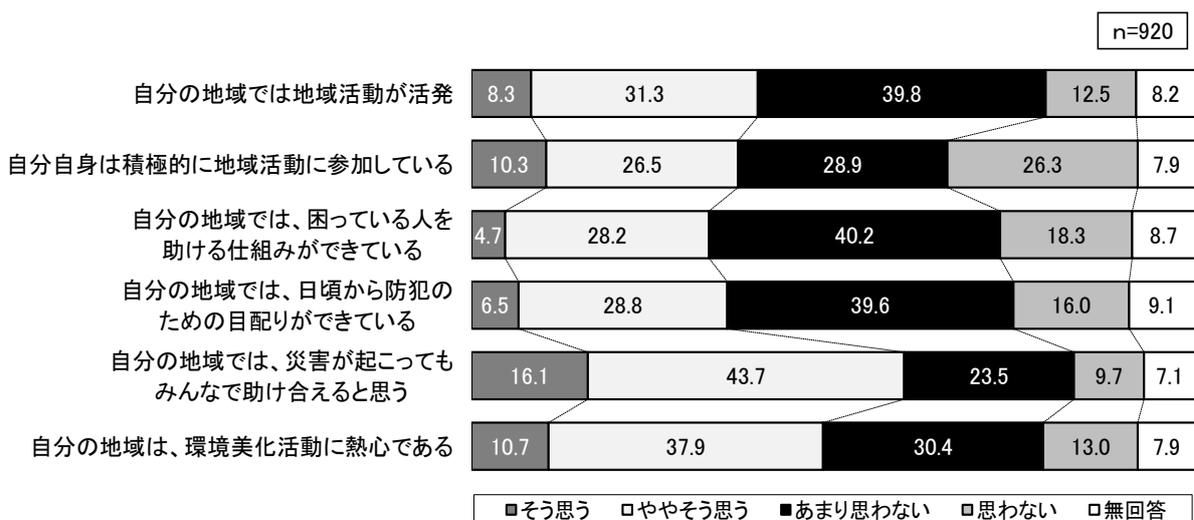


この1年間に地域活動やボランティア活動に参加していない人の参加できる条件・状況は、「時間に余裕ができたら」が35.4%で最も高く、次いで「自分が健康であったら」(33.4%)、「一緒に活動する仲間がいたら」(18.0%)と続いています。



⑤ 居住地域の活動状況

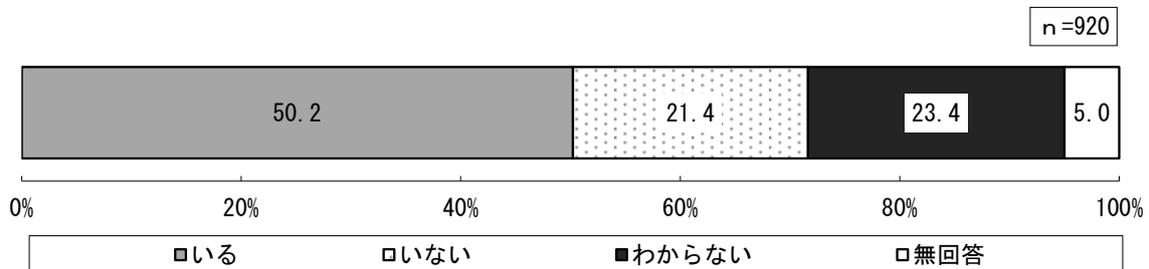
居住地域の活動は、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合が最も多い項目は「自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う」(59.8%)となっています。一方、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた割合が最も多い項目は「自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができていない」(58.5%)となっています。



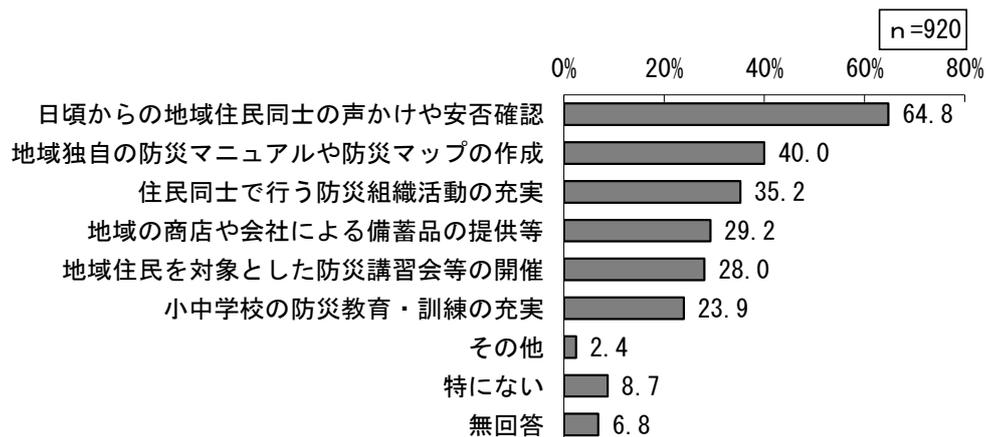
⑥ 災害時

災害発生時に避難の手助けが必要な人が近所にいるかどうかは、「いる」が50.2%、「いない」が21.4%、「わからない」が23.4%となっています。

30歳代以下では、「わからない」が約4割と、他の年代に比べて高くなっています。



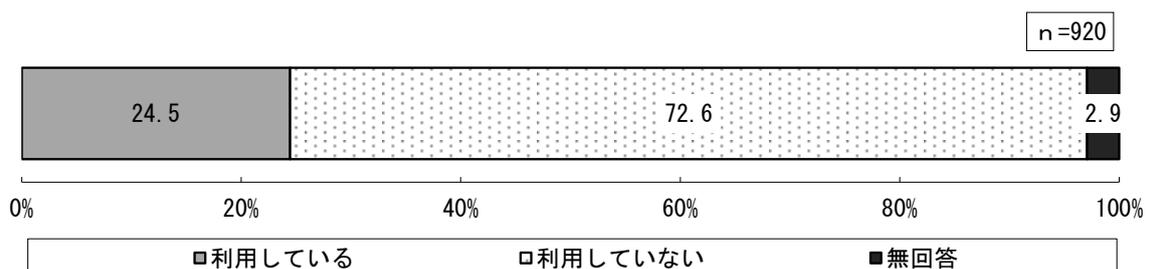
災害時に備えて地域で取り組むと良いと思うことは、「日頃からの地域住民同士の声かけや安否確認」が64.8%で最も高く、次いで「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」(40.0%)、「住民同士で行う防災組織活動の充実」(35.2%)と続いています。



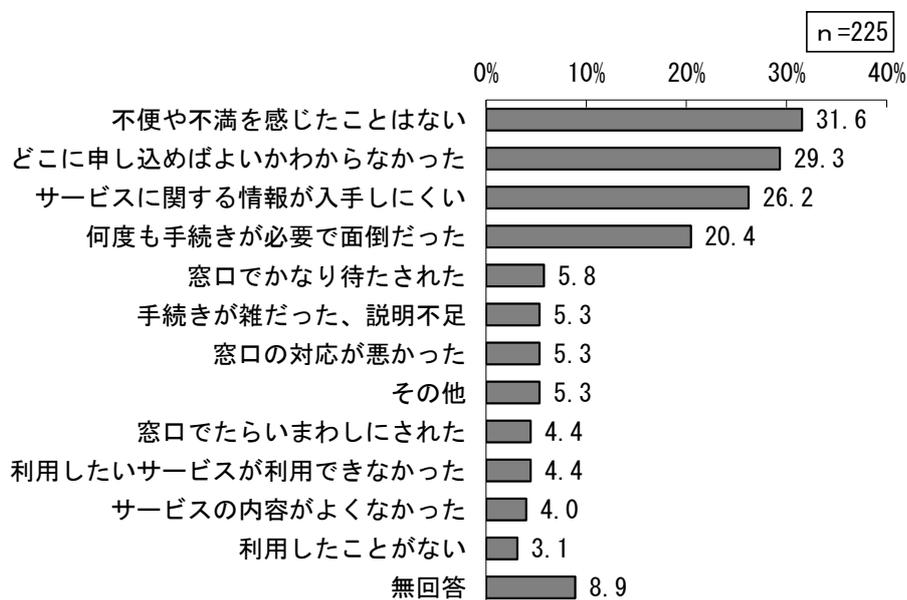
⑦ 福祉サービスの利用

本人もしくは家族の福祉サービスの利用は、「利用していない」が72.6%、「利用している」が24.5%となっています。

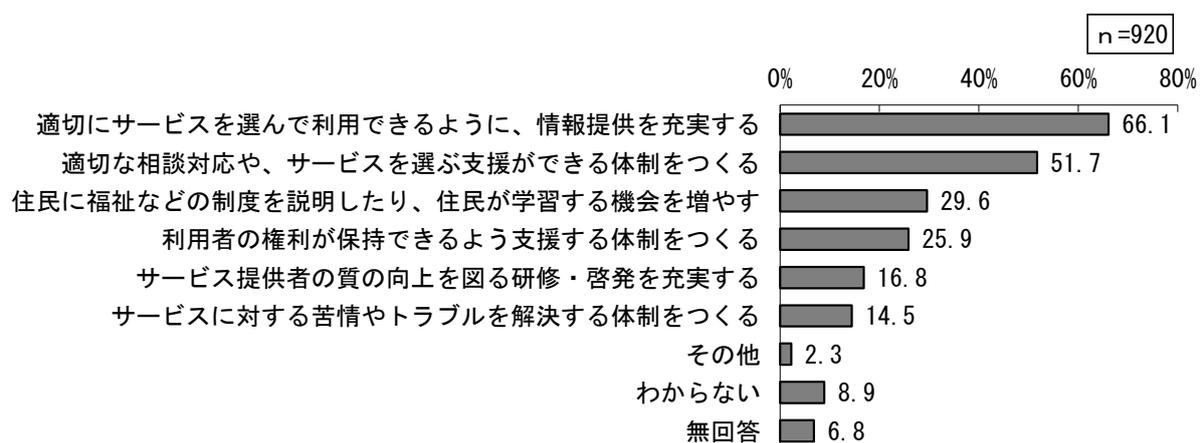
年齢別では40歳代及び60歳代以上の人、同居家族別では、認知症、介護を必要とする人、障がいのある人がいる世帯で「利用している」の割合が高くなっています。



福祉サービスを利用している人が利用や手続きなどで不便や不満を感じたことは、「不便や不満を感じたことはない」が31.6%で最も高く、次いで「どこに申し込めばよいかわからなかった」(29.3%)、「サービスに関する情報が入手しにくい」(26.2%)と続いています。

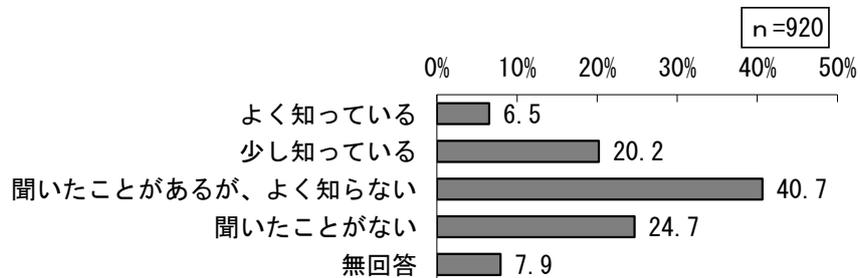


必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきことは、「適切にサービスを選んで利用できるように、情報提供を充実する」が66.1%で最も高く、次いで「適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制をつくる」(51.7%)、「住民に福祉などの制度を説明したり、住民が学習する機会を増やす」(29.6%)と続いています。



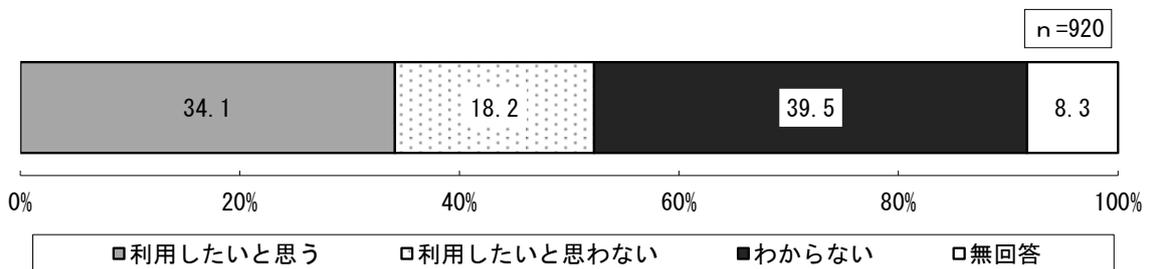
⑧ 成年後見制度

成年後見制度の認知度は、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 40.7%で最も高く、次いで「聞いたことがない」(24.7%)、「少し知っている」(20.2%)と続いています。



本人が認知症などで判断が十分にできなくなったときの成年後見制度の利用意向は、「わからない」が 39.5%、「利用したいと思う」が 34.1%、「利用したいと思わない」が 18.2%となっています。

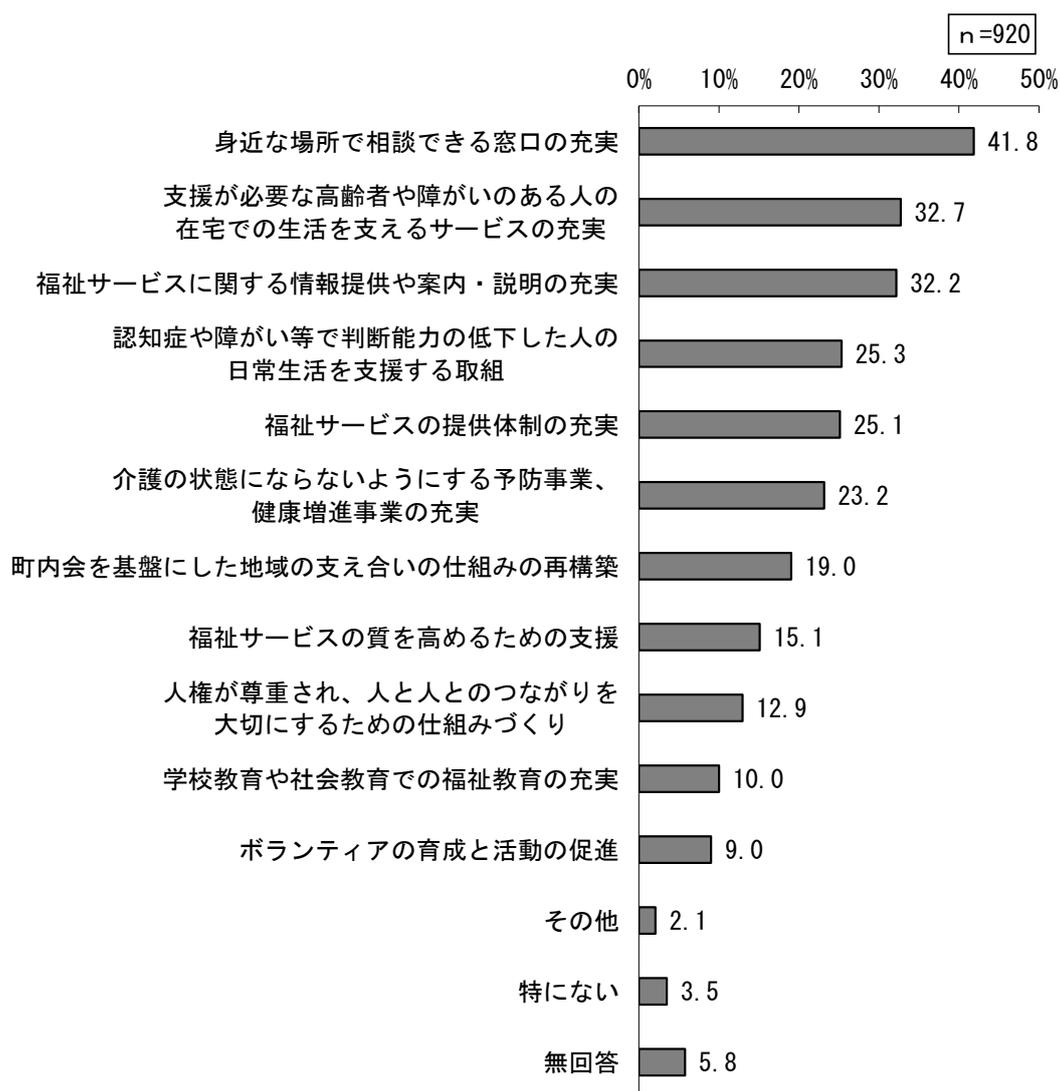
障がいのある人、介護を必要とする人と同居している人では、「利用したいと思う」の割合が高くなっています。



⑨ 市が優先的に取り組むべきこと

福祉施策で市が優先的に取り組むべきことは、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が41.8%で最も高く、次いで「支援が必要な高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支えるサービスの充実」(32.7%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内・説明の充実」(32.2%)と続いています。

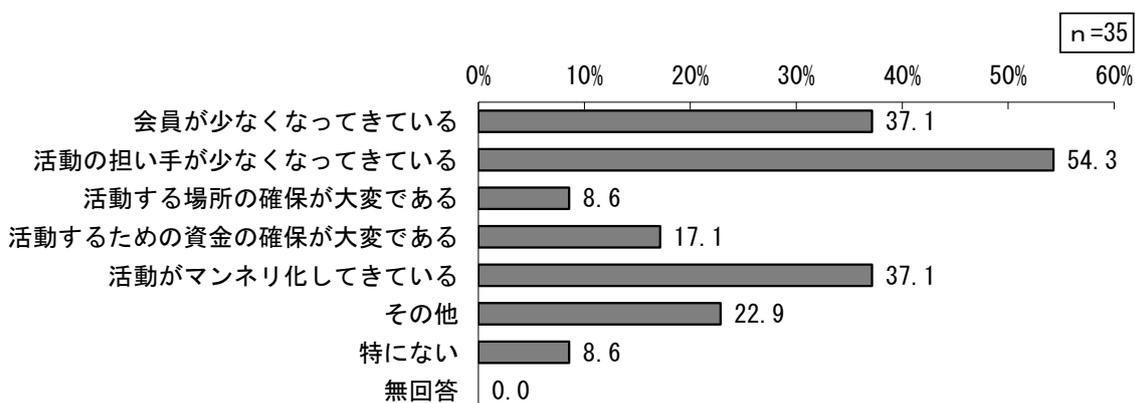
年齢別にみると、30歳代以下では「福祉サービスに関する情報提供や案内・説明の充実」の割合が、50歳代では「支援が必要な高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支えるサービスの充実」の割合が最も高くなっています。



(3) 関係団体等アンケート調査の結果概要

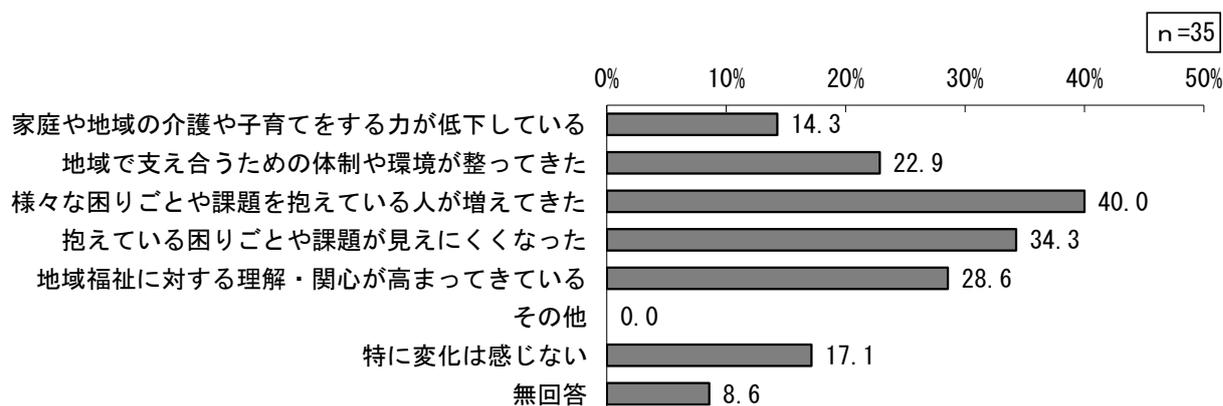
① 活動上の課題

活動していくうえで困っていることや課題は、「活動の担い手が少なくなっている」が54.3%と最も高く、次いで「会員が少なくなっている」と「活動がマンネリ化している」がともに37.1%となっています。



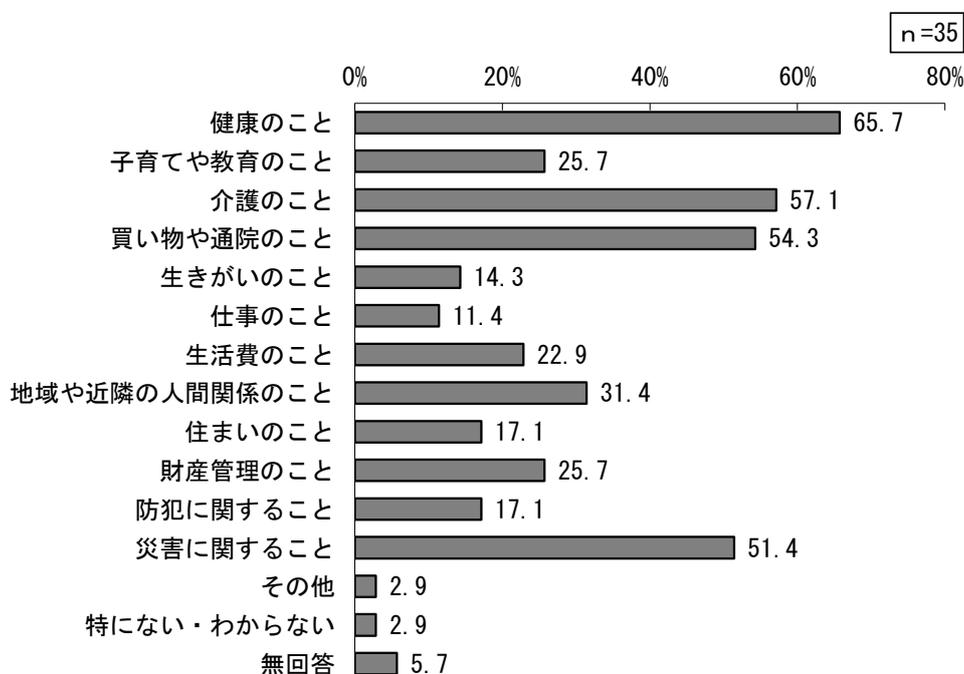
② 福祉環境の変化

活動を通じて感じる白石市の福祉環境の変化は、「様々な困りごとや課題を抱えている人が増えてきた」が40.0%と最も割合が高く、次いで「抱えている困りごとや課題が見えにくくなった」が34.3%、「地域福祉に対する理解・関心が高まってきている」が28.6%となっています。



③ 市民の困りごとや不安

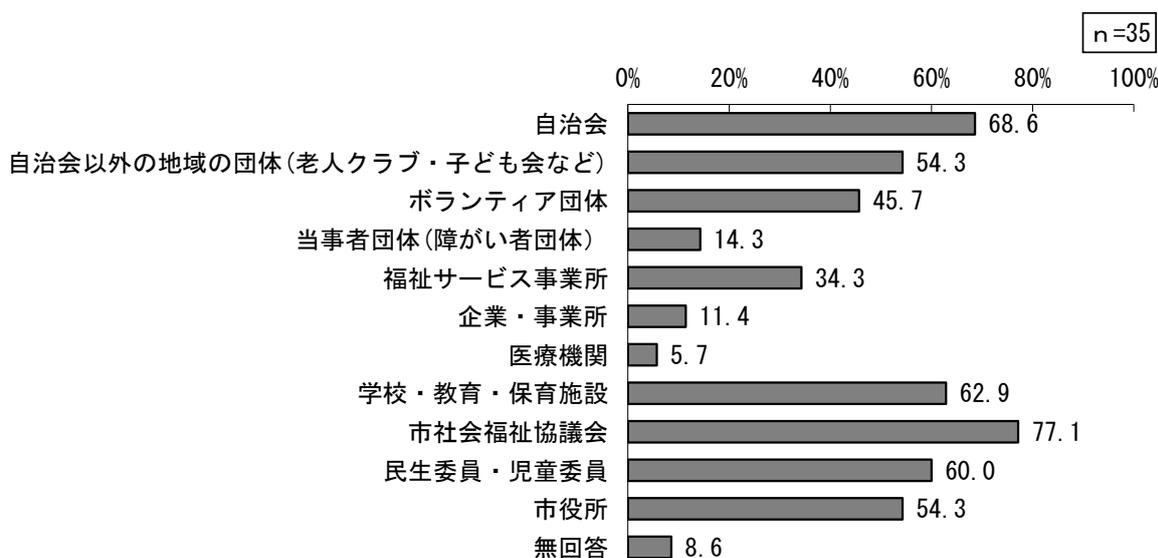
活動を通じて、市民が困っている、不安に思っていると感じることは、「健康のこと」が65.7%と最も割合が高く、次いで「介護のこと」が57.1%、「買い物や通院のこと」54.3%となっています。



④ 他の団体等との交流・協力関係

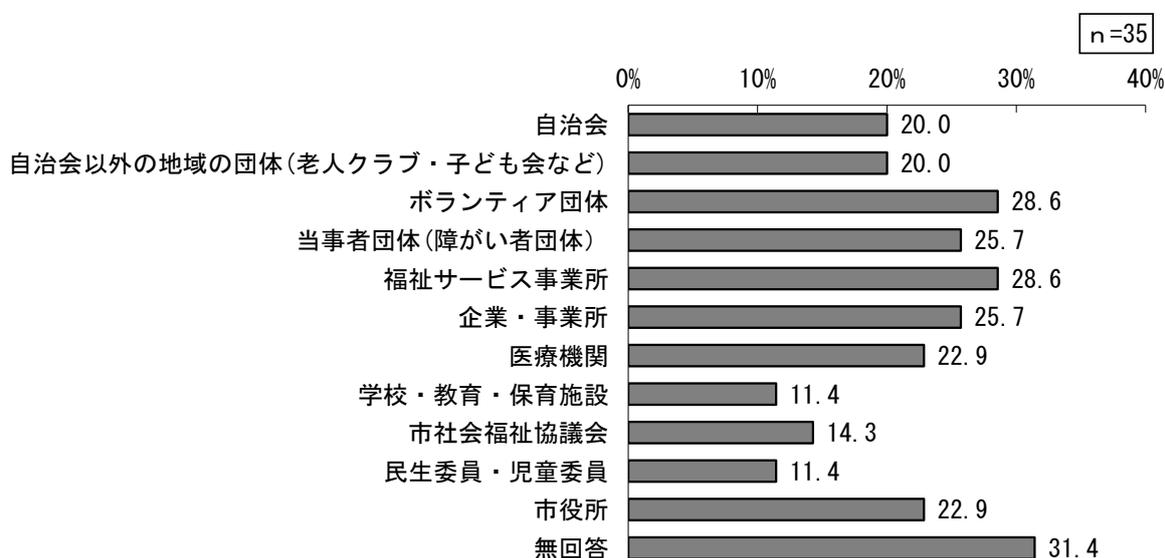
現在、交流・協力している団体は、「市社会福祉協議会」が77.1%と最も割合が高く、次いで「自治会」が68.6%、「学校・教育・保育施設」が62.9%となっています。

[現在、交流・協力している団体]



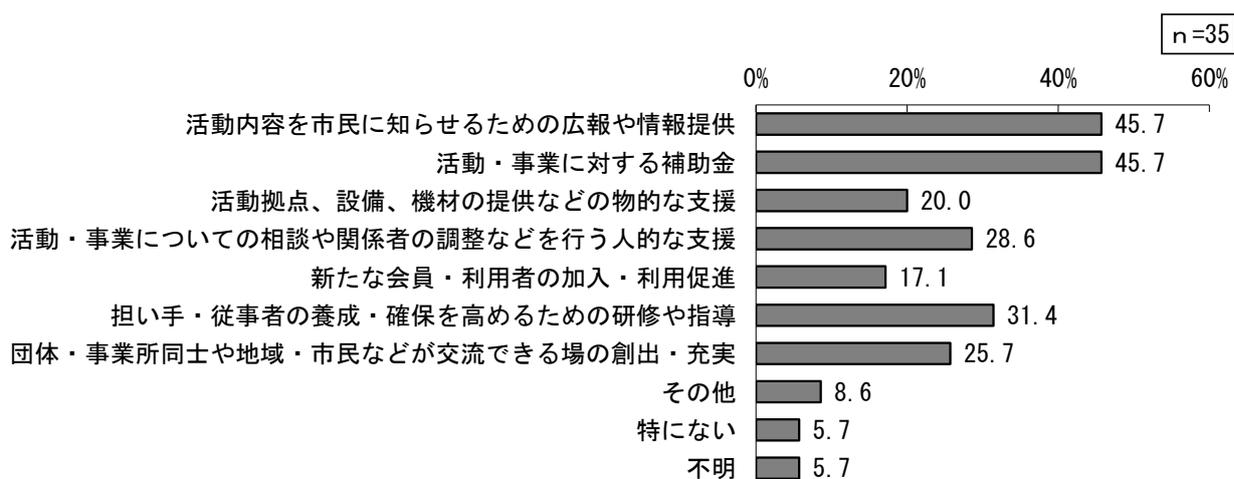
今後交流・協力したい団体は、「ボランティア団体」と「福祉サービス事業所」がともに28.6%と最も割合が高く、次いで「当事者団体（障がい者団体）」と「企業・事務所」がともに25.7%、「医療機関」と「市役所」がともに22.9%となっています。

[今後、交流・協力したい団体等]



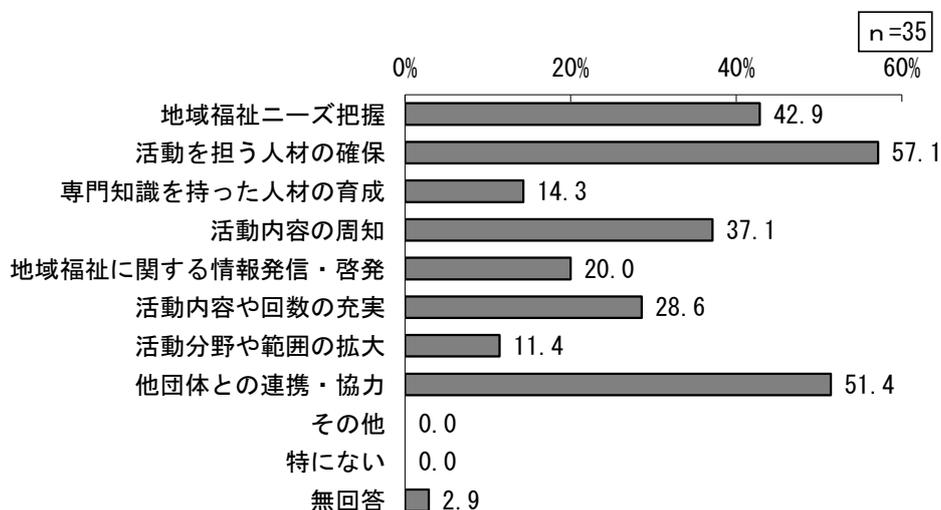
⑤ 活動を活性化させるために望む市（行政）の支援

団体の活性化のための支援は、「活動内容を市民に知らせるための広報や情報提供」と「活動・事業に対する補助金」がともに45.7%と最も割合が高く、次いで「担い手・従事者の養成・確保を高めるための研修や指導」が31.4%、「活動・事業についての相談や関係者の調整などを行う人的な支援」が28.6%となっています。



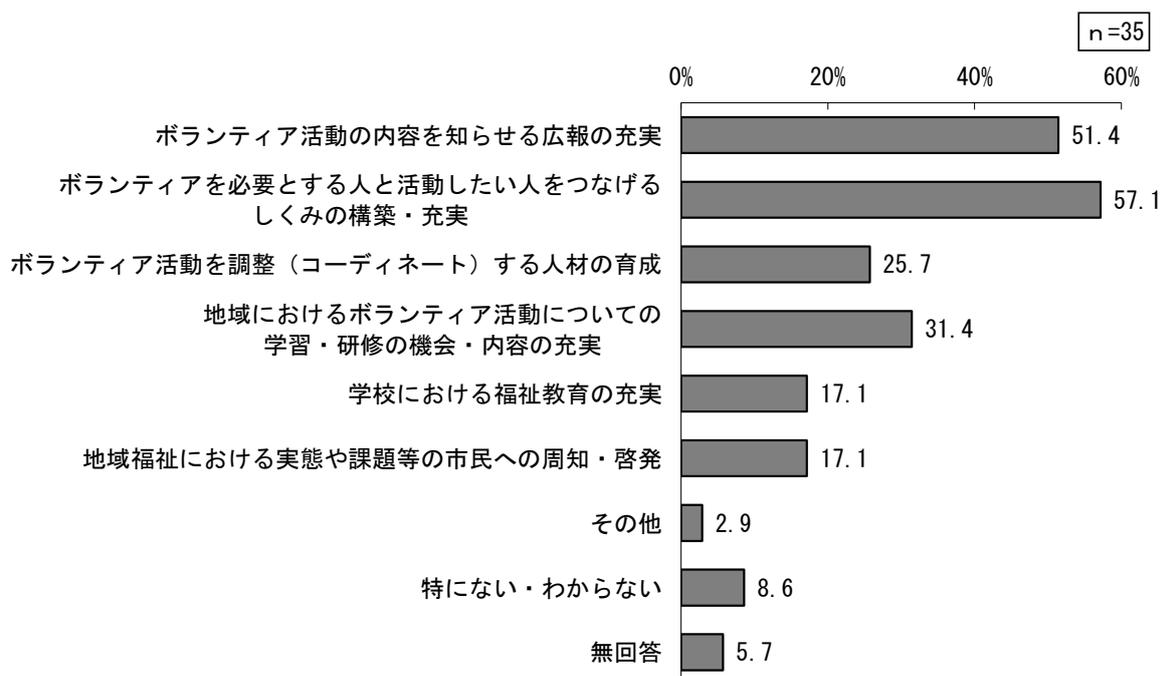
⑥ 今後、力を入れていきたい取り組み

今後、力を入れて行きたい取り組みは、「活動を担う人材の確保」が57.1%と最も割合が高く、次いで「他団体との連携・協力」が51.4%、「地域福祉ニーズ把握」が42.9%となっています。



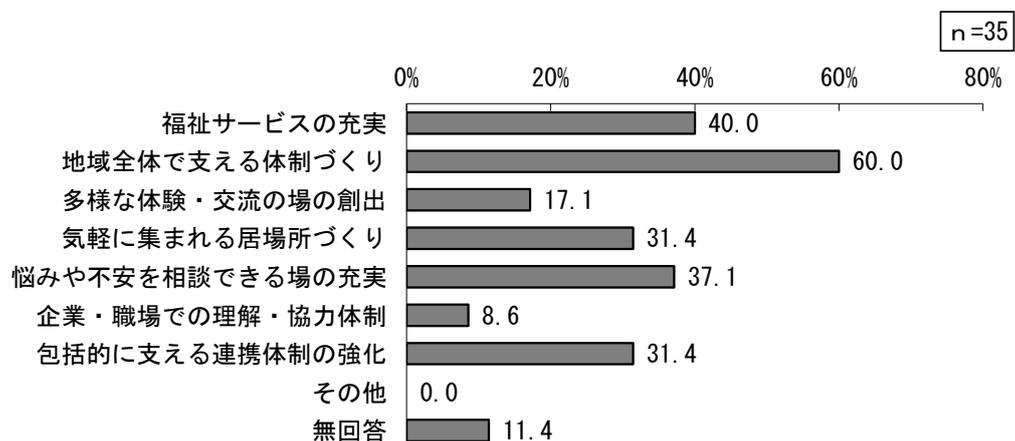
⑦ ボランティアの輪を広げていくために必要な取り組み

地域のボランティア活動の輪を広げていくために必要な取り組みは、「ボランティアを必要とする人と活動したい人をつなげるしくみの構築・充実」が57.1%と最も割合が高く、次いで「ボランティア活動の内容を知らせる広報の充実」が51.4%、「地域におけるボランティア活動についての学習・研修の機会・内容の充実」が31.4%となっています。



⑧ 地域福祉推進に市（行政）が力を入れていくべき取り組み

地域ぐるみで支え合い、必要な人が必要な支援を受けることができるため環境をつくっていくために市（行政）が力を入れていくべき取り組みは、「地域全体で支える体制づくり」が60.0%と最も割合が高く、次いで「福祉サービスの充実」が40.0%、「悩みや不安を相談できる場の充実」が37.1%となっています。



4 地域福祉における課題

(1) 包括的な相談支援体制の充実

人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、抱えている困難や課題が複雑化・複合化する中、国は、包括的な支援体制の整備を促進しています。関係団体も様々な課題を抱えている人が増えた一方、そうした困難や課題が見えにくくなってきているとの指摘がみられます。また、市民アンケート調査では、市が福祉施策として優先的に取り組むべきこととして、「身近な場所で相談できる窓口の充実」の割合が最も高くなっています。

相談窓口・機関の周知や気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人ひとりが抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。そのためには、多様な機関や団体、企業・事業所が交流し、意見交換や情報共有をしていく場を設けていくことが重要です。

(2) ボランティア活動の活性化

今後ますます高齢化が進み、地区によっては高齢化率が5割を超える本市において、地域福祉の推進にあたってはその担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者をはじめ、より多くの市民が「支え手」となっていくことが不可欠です。

市民アンケート調査のボランティア活動への参加状況は、「リサイクルなど環境活動」の割合が最も高く、次いで「町内会などの地域活動」、「防災訓練や災害援助活動」と続いており、高齢者支援や障害児・障害者支援、子育て支援などの福祉関連分野への参加割合は低くなっています。また、ボランティア活動に参加するための条件・状況は、「時間に余裕ができたなら」、「自分が健康であったら」の割合が高くなっていますが、次いで「一緒に活動する仲間がいたら」、「短時間でできることなら」が続いており、一定割合の人が回答しています。

こうした現状、意向を踏まえつつ、福祉ボランティアに気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを必要としている人の把握に努め、ボランティアをしたい人につなげるためのしくみの構築が必要です。

(3) 地域住民同士の交流機会の充実

市民アンケート調査の近所の人とのつきあいの程度は、「会えばあいさつをする程度」が4割程度で最も高く、10・20歳代では8割以上となっており、特に若い世代で近隣関係が希薄化している状況がうかがえます。一方で、世代を問わず7～8割の人が、地域の課題に対して、住民同士の自主的な助け合い、支え合いの関係が「必要だと思う」と回答しており、地域での支え合いの重要性は認識されています。また、手助けできること、頼みたいこととして、「安

否確認や声掛け」、「話し相手や相談相手」が上位に来ており、普段から関わりをもつこと自体が支え合いにつながることを示唆しています。

あえて「顔のみえるつながり」を地域の中に創出し、いざというときに支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが重要です。

(4) 必要な支援や福祉サービスを利用できる体制の確保

困りごとや生活課題を改善・解消し、地域で安心して暮らしていくことができるためには、必要な支援に適切につなげていくことが重要です。介護保険サービスや障害福祉サービスでは、ケアマネジメントや相談支援が制度化されており、質の向上により適切なサービス提供につなげていく必要があります。また、高齢化や核家族化、女性の就労意向の高まりなどから介護や保育ニーズが高まっており、ニーズに対応した提供体制の確保が求められています。

市民アンケート調査の福祉サービスの利用は、「不便や不満を感じたことはない」の割合が最も高くなっていますが、「どこに申し込めばよいかわからなかった」、「サービスに関する情報が入手しにくい」も上位に来ており、サービス利用における十分な情報提供や周知が課題といえます。

必要な支援・サービスにつなげていくためにも、きめ細かな情報提供を図るとともに、支援ニーズの把握に努めつつ、適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制の一層の充実を図っていく必要があります。

(5) 成年後見制度の利用促進

超高齢社会を迎え、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある者を社会全体で支え合うための重要な手段であるにも関わらず十分利用されていない状況を鑑み、成年後見制度の利用を促進することを目的として、平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

市民アンケート調査結果では、7割近くの人が知っている、聞いたことがあると回答していますが、認知症などで判断が十分にできなくなった場合でも、利用したくない、わからないとする人が約6割となっています。

保健・医療・福祉に加え、司法も含めた連携のもと、権利擁護に支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談支援を行うとともに、制度への理解を促進しつつ、必要に応じた支援・制度の利用促進につなげていくことができる体制の構築を図っていく必要があります。

(6) 災害時等の安全・安心を確保する体制の強化

東日本大震災をはじめ、度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることに
おけるコミュニティの重要性が再認識されており、地域福祉の視点からも安全・安心の確保
に向けた対策の強化が求められています。

市民アンケート調査結果では、「自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合える
と思う」と回答した人が約6割と高く、また、近所で手助けできること、頼みたいこととして「災
害時の手助け」の割合が高くなっており、災害時の助け合い意識の高さがうかがえます。

引き続き、地域における災害時の助け合い意識の醸成を図るとともに、災害時の避難行動に
支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な協力体
制を構築していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行を踏まえ、感染防止対策の徹底をはじめ、
安全・安心な避難生活を送ることができる環境づくりに取り組む必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少・少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、社会経済環境の複雑化などを背景に、抱えている課題や困りごとが複雑化・複合化している今、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本市は、これまでも人づくりに力を入れ、地域の主体性を重視し、協働によるまちづくりを推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人ひとりの暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、共に支え合っていくことが重要です。

そこで、本計画における基本理念を「一人ひとりが地域の中で輝き、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、共に支え合うまち」とし、市民、地域、各種団体、事業所、関係機関、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的に支え合うことができる地域社会を目指します。

一人ひとりが地域の中で輝き、
誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、共に支え合うまち

2 基本目標

基本理念に基づき、目指す姿の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域・人をつなぐしくみ・体制をつくる

複雑化・複合化する課題を丸ごと受け止め、必要な支援につなぐことができるよう、地域における様々な活動や交流、意見交換の場などを通じて、一人ひとりが抱えている悩みや困りごとに気づき、地域における福祉課題を把握・共有しながら、多様な主体が連携して支えていく体制・しくみの構築を図ります。

基本目標2 地域福祉の担い手を育てる

地域福祉の担い手を確保し、地域福祉活動の活性化を図るため、市民の福祉に対する意識醸成を図りつつ、関係機関・団体などと連携しながら、専門的人材や福祉従事者、ボランティアの確保・養成に努めるとともに、地域で活動する団体の活動を支援し、その活性化を図ります。

基本目標3 利用しやすいサービスを提供する

一人ひとりが状況に応じた必要な支援を受け、適切なサービスを選択し、利用することができるよう、ケアマネジメント体制の強化を図るとともに、福祉サービス提供基盤の確保や質の向上に努めます。併せて、必要な人に確実に届く情報提供の充実を図ります。

基本目標4 安全・安心な暮らしを守る

年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、すべての人の尊厳と権利を守るため、成年後見制度の利用促進や虐待防止対策の強化、生活困窮者に対する支援の充実に取り組みます。また、安全・安心を地域ぐるみで守る体制の強化を図ります。

3 施策体系

基本目標ごとに推進する主な施策は以下のとおりです。

基本目標1 地域・人をつなぐしくみ・体制をつくる

- 1-1 包括的な支援体制の構築・強化
- 1-2 地域における交流機会の充実
- 1-3 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実

基本目標2 地域福祉の担い手を育てる

- 2-1 福祉意識の醸成
- 2-2 福祉人材の育成と活動支援

基本目標3 利用しやすいサービスを提供する

- 3-1 ケアマネジメント等の充実
- 3-2 サービス提供基盤の確保と質の向上
- 3-3 情報提供の充実

基本目標4 安全・安心な暮らしを守る

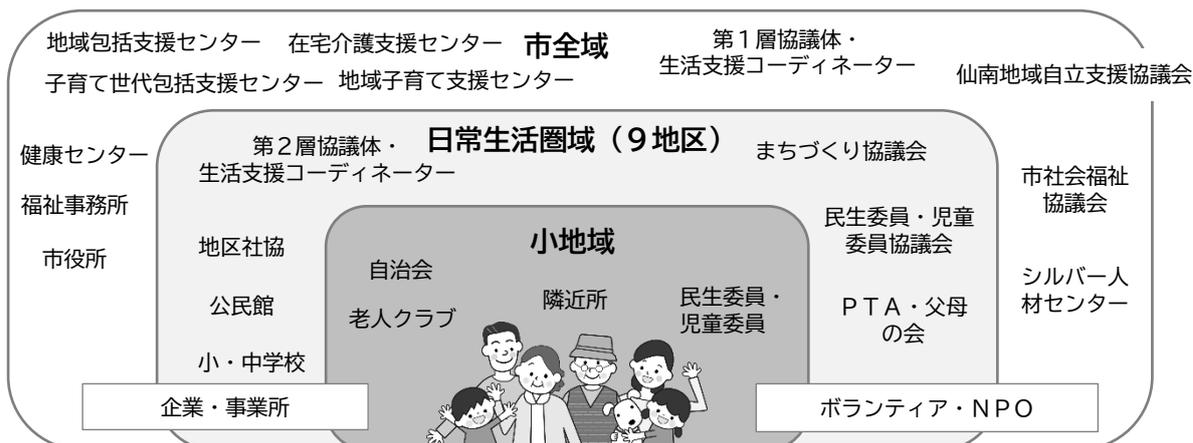
- 4-1 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）
- 4-2 虐待防止対策の強化
- 4-3 生活困窮者自立支援の充実
- 4-4 災害時支援体制の強化
- 4-5 安全・安心な地域環境の整備

4 圏域の考え方と重層的支援体制

本計画における「地域」の範囲として、概ね3つの圏域に区分し、それぞれの特性を踏まえた地域福祉の推進を図ります。

また、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。

■圏域のイメージ



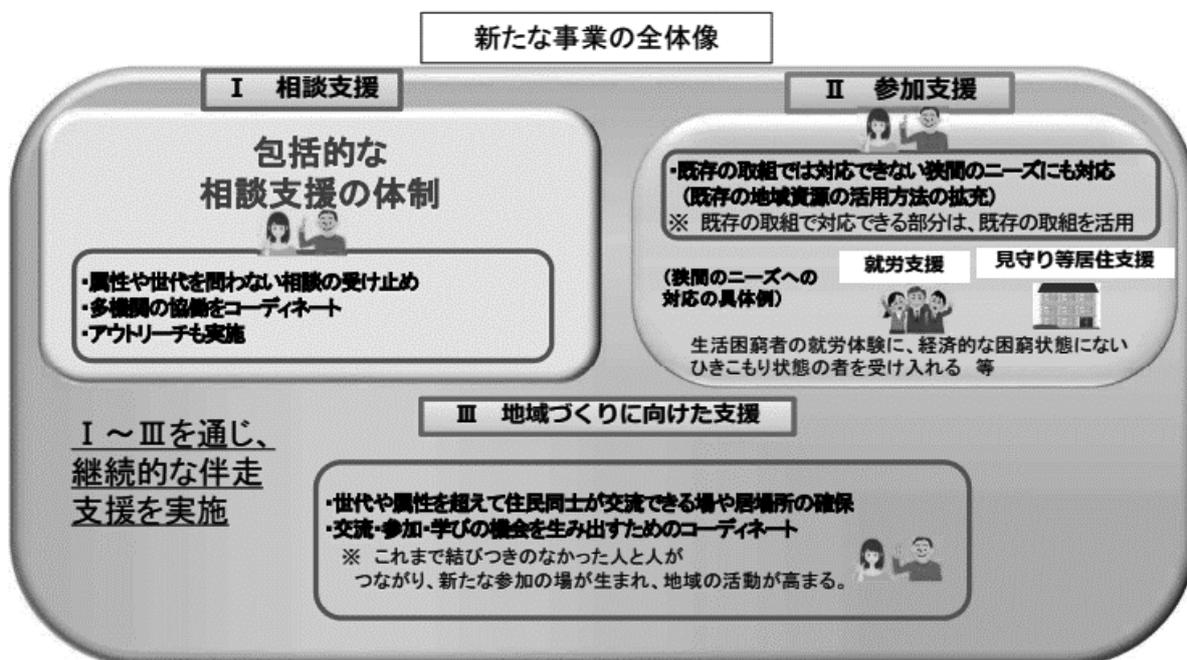
圏域	概要
小 地 域	自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、近隣住民などにより、身近な関わりの中で日常的な見守りや支え合いを進める圏域。
日常生活圏域	公民館や中学校がある地区単位で、地域活動団体などが主体となり、地域が抱える福祉課題に対応した取り組みを推進する圏域。
市 全 域	市全体の福祉施策を推進するとともに、日常生活圏域、小地域における主体的な活動を支援し、活動しやすい環境づくりを推進する圏域。

■日常生活圏域（9地区）の概要

圏域 (地区名)	公民館	自治会数	民生委員・ 児童委員数	主任児童委員	サロン数 ※
白 石	中央	27	37	2	25
越 河	越河	10	6	2	3
斎 川	斎川	10	4	2	5
大 平	大平	10	7	2	2
大鷹沢	大鷹沢	12	6	2	2
白 川	白川	7	6	2	1
福 岡	福岡	17	13	2	11(深谷含)
深 谷	深谷	6	4	2	—
小 原	小原	14	7	2	6

※R3.1月末現在

■重層的支援体制のイメージ

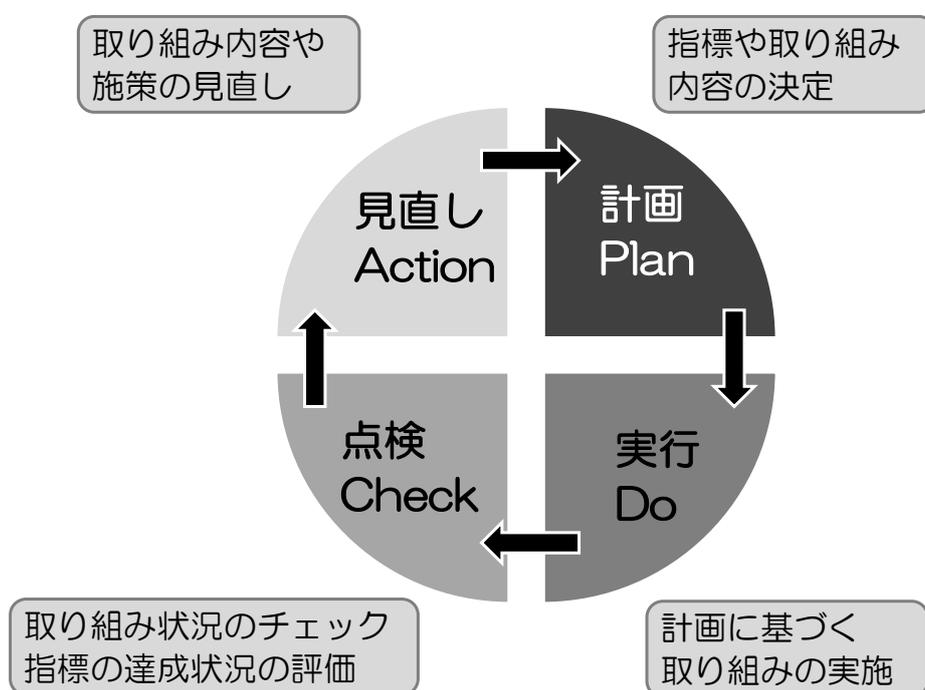


出典：社会福祉審議会福祉部会（令和2年7月15日開催）資料より

5 計画の進捗管理

PDCAサイクルにより、本計画に掲げた施策の進捗状況や取り組みによる成果、推進上の課題を定期的に点検・評価するとともに、より効果的な取り組みを推進するため、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。

進捗管理にあたっては、関係分野の専門家や有識者等により構成する「(仮称) 地域福祉計画推進評価委員会」を設置するとともに、取り組みの成果を測るための指標を設定し、意見や提言をいただきながら評価を行います。



6 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、令和12（2030）年までに、**誰ひとり取り残さない持続可能でよりよい社会の実現**を目指す世界共通の目標のことで、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの方向性を踏まえ、その実現に向けた取組を推進します。

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第5章 施策の展開

基本目標1 地域・人をつなぐしくみ・体制をつくる

【関連SDGs】



1-1 包括的な支援体制の構築・強化

■現状と課題■

本市では、市役所や市社会福祉協議会などの各相談窓口のほか、「地域子育て支援センター」において子育て家庭の不安や悩みの相談を受け付け、「地域包括支援センター」において高齢者の総合的な相談支援を行い、障がいのある人の相談支援体制として「仙南地域障がい者基幹相談支援センター」を活用しています。また、令和3（2021）年度から、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の事業を開始します。

しかしながら、困りごとや相談内容が複雑化・複合化してきており、今後は、複合的な課題を抱えた人に対し、包括的で継続的に支援していくためにも、ワンストップで受け止め、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな支援・サービスにつなげていくことができる体制の構築を図っていく必要があります。

■施策の方向■

（1）切れ目のない断らない相談支援体制の構築

地域子育て支援センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど、各分野における相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援体制を構築します。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
地域子育て支援センター相談支援事業	地域子育て支援センター
子育て世代包括支援センターによる相談支援事業	子育て世代包括支援センター
利用者支援事業	子ども家庭課・健康推進課
地域包括支援センターによる総合相談支援事業	地域包括支援センター
基幹相談支援センターによる相談支援事業	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	福祉課（社協）
新しい包括的支援体制の構築	関係各課

(2) コーディネート機能の強化

地域における支援ニーズを把握し、既存の地域資源の活用や新たな資源を掘り起こしながら、地域ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングを行います。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
利用者支援事業	子ども家庭課・健康推進課
生活支援体制整備事業	長寿課

(3) 地域連携ネットワークの構築

保健、福祉、医療、教育、雇用、法律などの多様な分野の関係機関・団体や様々な専門職による連携ネットワークを構築し、地域における福祉課題の共通理解を図るとともに、本人や家族などの状況に応じた包括的できめ細かな支援につなげます。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
白石市子どもネットワーク連絡協議会	子ども家庭課
白石市生活支援体制整備推進協議会	長寿課
白石市福祉施設連絡協議会	長寿課
地域ケア個別会議・推進会議	長寿課・ 地域包括支援センター
一市・二町在宅医療・介護連携協議会	健康推進課
白石市福祉まつりの開催	福祉課

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困った時に相談できる人や相談窓口を知っておきます。 ○ 困りごとを抱えている、知り合いや隣近所に困りごとを抱えている人がいたら、信頼できる人や相談窓口にご相談します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を通じて地域で困りごとを抱える人を把握し、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげます。 ○ 行政や関係機関・他団体との関わりをもち、情報交換や意見交換を行う場に積極的に参加します。

1-2 地域における交流機会の充実

■現状と課題■

地域における市民主体の活動として、世代間交流や児童養育活動を実施するみらい子育てねっと（母親クラブ）や高齢者によるサロン活動、いきいき百歳体操を主軸とした身近な通いの場などがあり、その運営支援を行っています。

白石市子育て支援・多世代交流複合施設「こじゅうろうキッズランド」やふれあいプラザが子育て世代と他の世代の交流拠点となっているほか、生きがいデイサービスや老人クラブは、高齢者の交流の場、仲間づくりの場となっています。また、白川公民館でのオレンジカフェ（認知症カフェ）の開催やまちづくり宣言の実現に向けた支援など、地区公民館が中心となって住民の交流機会の創出に取り組む活動を支援しています。

こうした活動を通じて様々な交流が生まれ、また、生きがいづくりにつながっていますが、活動を担うリーダーや参加者の高齢化、人口減少などに伴う参加者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を縮小せざるを得ない状況となっています。

幅広い人たちが気軽に参加できる機会の充実や、サロン活動・グループ活動の支援を図るとともに、孤立しがちな人を地域社会とつなげるきっかけづくりとしていくためにも、新しい生活様式を踏まえた交流の仕方を検討していく必要があります。

■施策の方向■

（1）市民主体のグループ・サークル活動の支援

住民が主体となって、地域住民や当事者などが集まり、楽しく過ごすことのできる場づくりに取り組んでいる団体・グループに対し、活動拠点や活動資金、運営にかかるノウハウの提供などの支援を行います。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業（サロン支援）	長寿課（社協）
いきいき百歳体操を主軸とした通いの場の創出	地域包括支援センター
老人クラブへの助成	長寿課

(2) 市民同士の交流拠点の充実

当事者同士や多様な世代、障害の有無にかかわらず交流することができる拠点の充実を図ることで、より多くの人顔見知りになり、地域と関わりをもつきっかけづくりを図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
こじゅうろうキッズランドの運営	子ども家庭課
ふれあいプラザの運営	ふれあいプラザ
オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催支援	地域包括支援センター
生きがいデイサービス（ほっとくらぶ）事業	長寿課（社協・薬師）
まちづくり交付金事業（まちづくり宣言の実現支援）	まちづくり推進課

(3) 新しい生活様式における交流活動の推進

様々な交流活動において、飛沫防止やソーシャルディスタンス（社会的距離）の確保を図るなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、リモートを活用することにより、移動の制約などによって参加できなかった人でも気軽に参加できるような交流機会の創出を図ります。

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none">○ 地域にある資源を活用しながら、市民同士で集まる機会を増やします。○ 地域のグループ活動、通いの場などの自主的な活動や自治会、子ども会、老人クラブなどの地域活動に積極的に参加します。○ 隣近所や知り合い、友だちに、地域活動への参加を呼びかけます。○ 日常生活にリモートを取り入れ、新たな交流の輪を広げます。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 幅広い人が気軽に参加できるイベントの開催や自主グループ活動の活性化を図ります。○ 新たな通いの場や交流拠点の創出に取り組みます。○ 新しい生活様式に沿った新しい交流の在り方を模索し、実践します。

1-3 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実

■現状と課題■

地域における見守り活動として、自治会や民生委員・児童委員などとの連携・協力により、認知症高齢者や高齢者虐待に対する見守りネットワークを構築し、関係者による見守り、声掛けを実施しているほか、個別に見守りが必要な人への定期的な訪問活動を行っています。また、民間事業者と協定を締結し、配達などの業務を通じて異変に気付いたときの連絡体制を構築するとともに、事業委託による緊急通報、見守り体制の整備を行っています。

こうした活動や取り組みにおいて、個人情報取り扱いの壁や、本人が関わりを拒否するケースもあるため、関係者との連携・協力を得ながら、アプローチの仕方を検討していく必要があります。

住民が主体となって相互に支え合うしくみとして、子育ての援助を行うファミリー・サポート・センター事業や家事支援・移動支援を行う高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業を実施しています。

サービスを利用したい人が増えている一方、提供する側の人材が不足してきており、アンケート調査結果も参考にしながら、互助活動の活性化に向けて担い手の養成・確保を図っていく必要があります。

■施策の方向■

(1) 地域による見守り活動の推進

民生委員・児童委員による活動をはじめ、自治会や近隣住民の協力も得ながら、孤立しがちな一人暮らし高齢者などに対する日常的な見守りや声掛け、定期的な訪問などを行う活動を推進します。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
民生委員・児童委員による定期的な訪問活動の支援	福祉課（社協）
高齢者等SOSネットワークの構築	長寿課
地域活動参加者への啓発、協力依頼	長寿課・地域包括支援センター

(2) 住民相互の支え合いのしくみの充実

支援してほしい人と支援できる人をつなげるため、住民相互の支え合いのしくみは、担い手の育成・確保に努め、さらなる充実を図ります。併せて、ちょっとした時間で簡易な活動ができるしくみを構築することで、互助活動の活性化を図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課
高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業（家事支援・移動支援）	長寿課（社協）
生活支援体制整備事業	長寿課（社協）

(3) 民間事業者等との連携・協力

企業・事業所やNPO法人と連携し、地域課題を共有しながら、一人暮らし高齢者の見守りや安否確認、買い物・移動支援、子育て支援などを行う体制づくりを推進します。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
しろいし赤ちゃんの駅事業	子ども家庭課
高齢者等見守り協定・安心生活見守りに関する協定	長寿課
包括連携協定	企画政策課
NPO法人による子どもの学習・生活支援	福祉課
委託による高齢者等安心見守り事業	長寿課

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none">○ 隣近所での声掛けを行います。○ 自分ができるところを考え、実践に向けて動きます。○ 地域の状況や困りごとなど、いろいろな場面で話し合います。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 団体や事業所が持つ機能を地域福祉の資源として発揮します。○ 団体同士の情報交換や連携して取り組む機会を増やします。

基本目標 2 地域福祉の担い手を育てる

【関連SDGs】



2-1 福祉意識の醸成

■現状と課題■

地域福祉に関する啓発に向けて、市の広報紙や市ホームページなどを通じて、障害の特性や福祉に対する理解、日常できるサポートの情報発信を行うとともに、認知症サポーター養成講座をはじめとする普及啓発活動に力を入れています。

また、関係機関・団体との連携・協力を得ながら、小・中学校や地区公民館などにおいて、各種講座・教室の開催や体験・交流活動を行い、地域福祉に対する理解と関心を高め、福祉意識の醸成に努めてきました。

徐々に関心が高まっているものの、障害に対する理解不足や認知症に対する偏見や誤解も見られます。また、学校における各種体験は、行事などの関係もあり実施する学校が限られているのが現状です。

障害や認知症に対する正しい理解と認識を深めるためにも、関係部署との連携を強化するとともに、わかりやすい内容に工夫するなど、幅広い実施と効果的な啓発活動を推進していく必要があります。

■施策の方向■

(1) 地域福祉の普及啓発

市の広報紙や市ホームページ、SNSや各種イベントなど様々な媒体・機会を活用し、地域福祉に関する啓発記事や各種情報、各主体の取組状況を発信し、市民や地域、事業所に地域福祉への関心を喚起し、普及啓発を図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
広報啓発紙の作成・配布	福祉課
啓発イベントの開催	福祉課
認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター

(2) 学校・地域における福祉教育の推進

学校や地域において、福祉関連団体・施設などと連携し、各種講座・研修や様々な体験を通じて地域福祉に対する関心を高め、正しい知識の普及と福祉の心の醸成を図ります。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
市内小中学校における体験活動	社会福祉協議会
中学生を対象とした認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター
地域福祉をテーマにした各種講座の開催	生涯学習課・まちづくり推進課

■市民・地域に期待する役割■

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 自分の住む地域や近隣の人に関心をもちます。○ 地域福祉に関する記事や地域での取り組みに関心をもちます。○ 福祉に関する講座に積極的に参加します。○ 各種講座や研修、体験で得たことを家族や知人に話したり、実践します。
地域	<ul style="list-style-type: none">○ 地域活動や事業活動において、福祉に関する体験・学習機会を設けます。○ 学校や地域が実施するボランティア体験活動に協力します。○ 活動内容をホームページやSNSなどを活用して積極的に発信し、市民の地域福祉に対する関心を喚起します。

2-2 福祉人材の育成と活動支援

■現状と課題■

地域福祉の推進においてボランティアは重要な担い手ですが、様々な場でボランティアが不足している状況となっています。また、福祉活動の推進主体として、地域活動団体が大きな役割を果たしていますが、地域によっては高齢化が50%を超えているところもあり、地域活動を担う人材の確保が課題となっています。

本市では、市社会福祉協議会への補助金を通じた市内の福祉団体への助成や、登録団体に対する研修会の実施や活動支援のための情報提供、活動や行事に伴うボランティア保険の取扱いなどの支援を行っています。また、サロン活動など住民主体の活動の運営支援を通じて、地域活動を牽引する人材の育成につなげています。

引き続き、ボランティアや地域活動を牽引する人材の育成及び育成後の活動の場の充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、福祉分野に従事する職員の専門性や資質向上を図っていくことが重要です。

■施策の方向■

(1) ボランティアの育成

各種講座・研修の実施や参加促進、ボランティア活動に関する情報提供などにより、ボランティアの育成を図ります。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
「いきいき百歳体操」支援ボランティア育成（マイスター等）	地域包括支援センター
「チームオレンジ」参加者育成	地域包括支援センター

(2) 地域活動を牽引する人材づくり

介護予防に関する知識や技能を習得できる機会や住民主体のサロン活動、グループ活動の支援を通じて、指導的役割を担うことのできる人材の養成に努めるとともに、活躍の場の創出を図ります。また、若者や移住者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりや交流の場の充実に努めます。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
介護予防に関する知識・技能の習得支援	地域包括支援センター
サロン新設・運営支援などを通じた地域活動人材の育成	長寿課・社会福祉協議会
地域おこし協力隊との連携	福祉課・まちづくり推進課

(3) 地域団体の活動支援

地域団体が抱えている課題やニーズの把握に努めるとともに、活動に必要な費用の助成や活動の場の提供、会員の確保支援や研修会の実施など、地域で活動する団体を支援し、活性化を図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
福祉団体に対する助成	福祉課（社協）
ボランティア登録団体への研修会の実施	社会福祉協議会

(4) 福祉に関する知識・専門性の向上支援

各分野の関係機関・団体や民間事業所の職員・従事者に対し、福祉に関する知識や専門性向上を図るための研修機会の充実・参加促進を図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
基幹相談支援センターによる専門的指導、助言	福祉課

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none">○ ボランティア活動や地域活動に関心をもち、できる範囲で参加します。○ 自らが持つ経験や知識、技能を地域福祉活動に生かす取り組みに協力します。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 活動の中にボランティア活動や福祉活動を取り入れます。○ 幅広い市民が参加しやすい活動に創意工夫します。○ 職員や会員の研修会への参加を促し、知識の習得や専門性の向上を図ります。○ 福祉人材の育成・確保に取り組み、活動の活性化を図ります。

基本目標3 利用しやすいサービスを提供する

【関連SDGs】



3-1 ケアマネジメント等の充実

■現状と課題■

介護保険サービスや障害福祉サービスの利用におけるケアマネジメントの質の向上を図るため、地域包括支援センターの主任介護支援専門員や医療専門職によるプランへの助言や、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を行っています。

一人ひとりの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくためにも、関係機関などと連携しながら、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図るとともに、複合的な課題を抱える利用者に対応できるよう、多職種協働によるケアマネジメントを推進していく必要があります。

■施策の方向■

(1) ケアマネジメントの質の向上

一人ひとりの状況に応じて必要な支援・サービスを適切に利用できるよう、自立支援に資するケアマネジメントの充実を図るとともに、ケアマネジャーや相談支援専門員に対する相談・指導や支援困難事例への対応を行います。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センター
介護給付等費用適正化事業（ケアプランの点検）	長寿課
基幹相談支援センターによる相談支援の実施	福祉課

(2) 多職種協働によるケアマネジメントの推進

様々な専門職による顔の見える関係づくりを促進しながら、多職種協働による一人ひとりの状況にあったケアマネジメント・相談支援を推進します。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
地域ケア個別会議	長寿課・地域包括支援センター
在宅医療・介護連携相談窓口	地域包括支援センター

■市民・地域に期待する役割■

市 民	○ サービスや事業所の情報を収集し、利用に際して適切な選択に努めます。
地 域	○ ケアマネジャーや相談支援専門員の育成に努め、自立支援に資するケアマネジメントを行います。 ○ 支援困難事例は、地域包括支援センターや基幹相談支援センターに相談します。

3-2 サービス提供基盤の確保と質の向上

■現状と課題■

介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な人が必要なサービスを適切に利用することができるよう、各種アンケート調査や相談支援事業所からの報告により、利用ニーズや供給体制を把握し、サービス見込み量を推計しています。また、県と連携しサービス提供の基盤整備を推進するとともに、サービス提供事業者等との連携の強化、マンパワーの確保と人材の育成を推進することにより、サービス見込み量の確保に努めています。さらに、サービス事業所に対する研修会や実地指導の強化により、サービスの質の向上を図っています。

引き続き、県やサービス提供事業所等と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供基盤の確保及び質の向上に努めるとともに、今後は、多様化する地域ニーズに対応する福祉サービスの創出を図っていく必要があります。

■施策の方向■

(1) 支援ニーズの把握

本人、家族からの相談やアンケート調査、訪問活動、協議体での検討など、様々な機会を通じて地域における支援ニーズの把握に努めます。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
相談支援・訪問活動などによる状況把握	福祉課・ 地域包括支援センター
各種アンケートの実施	関係各課
民生委員・児童委員との連携・情報共有	関係各課
協議体・生活支援コーディネーターとの連携・情報共有	長寿課

(2) きめ細かな福祉サービスの充実

各種制度以外のサービスやインフォーマルサービスも含め、多様化する支援ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。また、地域課題に対応したサービスの創出を図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
保育サービスの充実	子ども家庭課
地域支援事業・高齢者福祉サービスの充実	長寿課・地域包括支援センター
地域生活支援事業の充実	福祉課
生活困窮者自立支援事業の充実	福祉課

(3) サービス事業所の確保

人口構造や地域社会環境の変化、支援ニーズなどを踏まえ、各種サービスの必要量を適切に見込みつつ、県とも連携しながら、必要なサービス提供基盤を確保できるよう努めます。

【具体的な取組例】

取 組	担当課
事業所との連携、情報提供	関係各課
地域密着型サービスの指定	長寿課
障害福祉サービス事業所の整備促進	福祉課

(4) サービスの質の向上

サービス事業所に対する研修会や実地指導の強化により、サービスの質の向上を図るとともに、情報交換や先進事例の共有などを通じて、市内事業所におけるサービスの標準化を図ります。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
サービス事業所に対する研修会、実地指導の実施	長寿課・福祉課
事業所間の情報交換、情報共有機会の創出	地域包括支援センター

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身や家族を支えるために必要な支援・サービスを積極的に活用します。 ○ サービス利用者は、事業所が行っている利用者の意見を聞く機会や外部の相談機関を活用します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズや事業環境を把握し、ニーズに応じた事業展開と安定的な経営に努めます。 ○ 利用者の意見を収集し、また、研修会や実地指導を通じてサービスの質の向上に取り組めます。 ○ 職員の専門性や資質向上のための取り組みを推進します。

3-3 情報提供の充実

■現状と課題■

子育て支援に関する情報は、市ホームページの子育て支援サイトや市の広報紙の子育て情報に掲載し、周知を図っているほか、しろいし子育てハンドブックを作成し、子育て支援に関する情報をわかりやすく1冊にまとめています。また、高齢者福祉制度に関するチラシを毎年市の広報紙と一緒に全戸配布し、市民への周知を図っています。

様々な媒体・機会を通じて各種制度やサービスの周知を図っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域で集まる機会が減少し、説明会の開催ができていない状況が続いており、周知に創意工夫が必要です。また、情報を得ることが困難な人にも必要な情報を届けることができるよう、特性に応じた情報提供を図っていくことが重要です。

■施策の方向■

(1) 多様な媒体・機会を通じた周知

必要なサービスの利用促進や利用者が選択するための情報を提供するため、市の広報紙や市ホームページ、SNSやガイドブックなどを活用し、各種制度やサービス、相談窓口の周知を図ります。また、自ら情報を得ることが困難な人が関係者から情報を得ることができるための体制づくりを進めます。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
市の広報紙、市ホームページへの掲載、SNSによる発信	関係各課
ガイドブックの作成・配布	関係各課
民生委員や自治会、事業所などと連携した周知	関係各課

(2) 利用者の特性に応じた情報発信

子どもや高齢者、障がいのある人など発信対象の特性を踏まえた媒体・機会の活用や表記に工夫するなど、必要な人に必要な情報が確実に届く情報発信に努めます。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
わかりやすい表現の工夫	関係各課
視覚障害、聴覚障害に対応した情報発信	関係各課

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none">○ 福祉サービスや相談窓口を市ホームページやガイドブックで情報収集します。○ 情報収集しやすい媒体、ツールを積極的に活用します。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 活動状況やサービス内容、イベント告知は、SNSなどを活用しながら積極的に情報発信します。○ 年齢や障害特性などに応じた表現や媒体を使い、わかりやすく伝わりやすい情報発信に努めます。

基本目標4 安全・安心な暮らしを守る

【関連SDGs】



4-1 成年後見制度の利用促進（白石市成年後見制度利用促進基本計画）

■計画の概要■

（1）計画策定の趣旨

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月に公布され、同年 5 月に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

このような背景を踏まえ、本市の成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してことを目的として、白石市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

（2）計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく「成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画」として位置付けられるものです。

■成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（3）計画期間

「白石市成年後見制度利用促進基本計画」は、本計画と一体的に策定することから、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢や市の状況の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

■現状と課題■

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に関する記事の市の広報紙掲載や市民を対象とした講座の開催により、権利擁護に対する理解促進と制度の周知を図っています。また、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や障害者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介を行い、制度の利用促進を図るとともに、円滑な利用開始に向けた支援を行っています。さらに、申立てを行うことができる親族がないと思われる場合や親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合には、市長申立てにつなげています。社会福祉協議会では、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

しかしながら、制度自体の認知度が低く、周知に創意工夫が必要です。制度を早期に利用していれば状況の悪化を防げた事案でも、親族との関係性の希薄さや本人の理解力、問題意識の低さのため利用に結びつかず、事態がより複雑化してしまうケースもあることから、民生委員や自治会長などと連携しながら、制度の利用を必要としている人を早期に把握していく必要があります。また、成年後見制度利用促進の取り組みを踏まえた需要を把握しながら、必要に応じて市民後見人の育成や法人後見の担い手について検討していく必要があります。

【地域包括支援センター相談】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
権利擁護相談	441 件	509 件	455 件
うち成年後見相談	63 件	28 件	72 件

【成年後見市長申立】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	—	2 件	3 件
障害者	—	—	1 件

【日常生活自立支援事業】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	13 人	11 人	12 人
認知症高齢者	3 人	2 人	0 人
知的障害者	4 人	4 人	7 人
精神障害者	5 人	4 人	4 人
その他	1 人	1 人	1 人
活動件数	194 件	295 件	259 件
生活支援員数	9 人	7 人	7 人

■施策の方向■

(1) 地域連携ネットワークの構築

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげることができるしくみとして、中核機関・チーム・協議会を構成要素とする地域連携ネットワークを構築します。

①中核機関の設置・運営

本市の権利擁護支援の中核を担う機関として、①広報機能、②相談機能・アセスメント・支援検討、③利用促進機能、④後見人支援機能を持つ「中核機関」を設置・運営します。

②チームによる対応

中核機関には、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人による「チーム」を組織し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

③協議会の設置・運営

「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行うとともに、「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する「協議会」を設置・運営します。

(2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない人でも、財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることができるようにするため、各分野の関係機関と連携しながら、成年後見制度及び日常生活自立支援事業のニーズを把握し、利用促進を図ります。

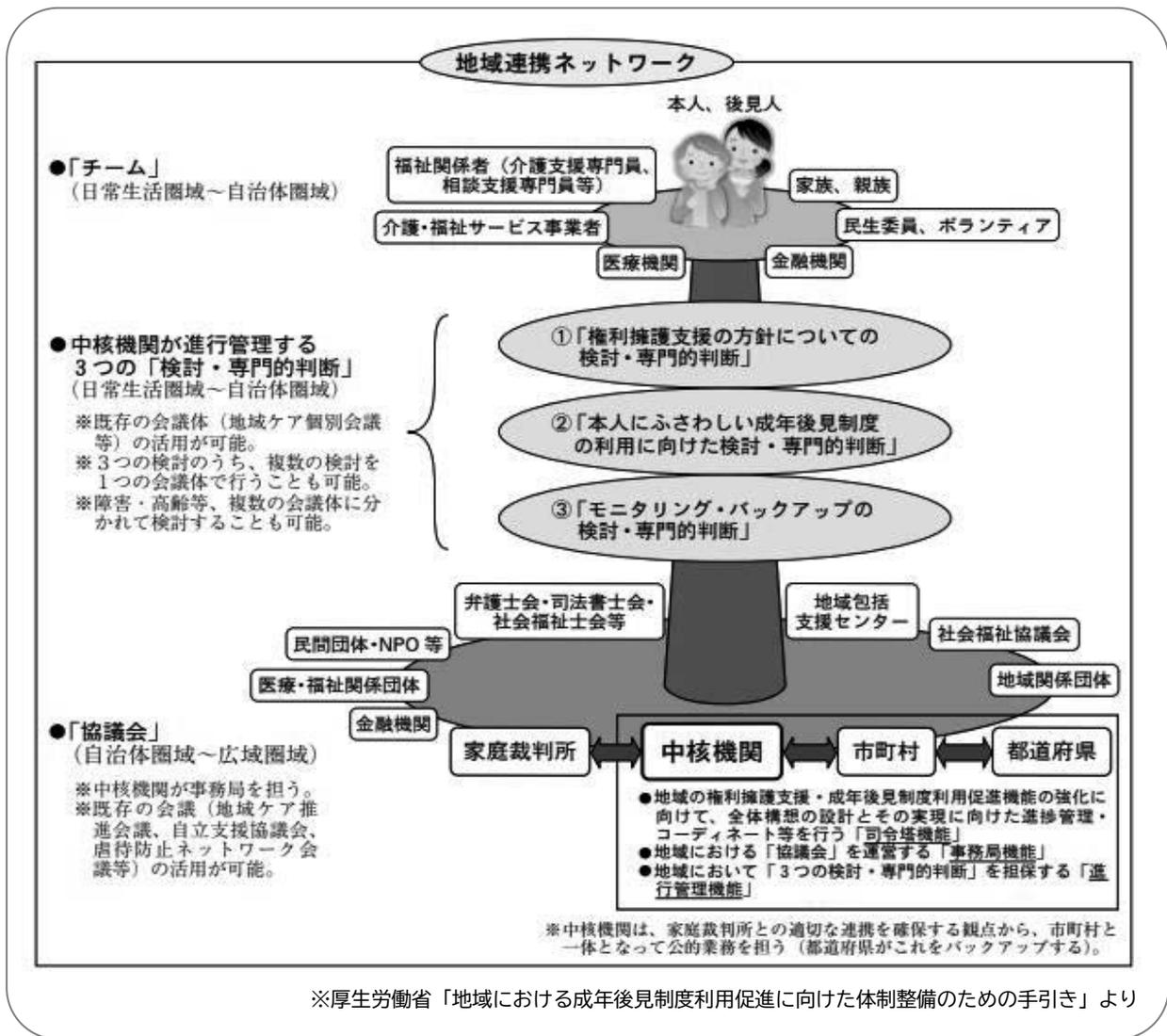
【具体的な取組例】

取 組	担当部署
権利擁護に関する研修会・講座の開催	福祉課・長寿課・ 地域包括支援センター
成年後見制度利用支援事業	福祉課・長寿課
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会

(3) 後見人の担い手の確保

成年後見制度利用促進の取り組みを踏まえた需要を把握しながら、必要に応じて市民後見人の育成や法人後見の担い手について検討します。

【地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ】



■市民・地域に期待する役割■

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度や市民後見人に関心をもち、情報収集します。 ○ 本人や家族が必要な場合は、窓口で相談し、制度を活用します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を通じて、成年後見制度の利用が必要と思われる人を把握し、必要に応じて関係機関につなげます。

4-2 虐待防止対策の強化

■現状と課題■

子どもに対する虐待を予防するため、母子保健活動を通じて健全な母子関係の構築を支援するとともに、産後うつや精神障害などの疾病の理解に向けた啓発を行っています。また、高齢者虐待に対しては、民生委員や自治会長、ケアマネジャーなどによるネットワークを構築し、普段の活動の中での見守り、声掛けを実施していただくことで、虐待の発生予防及び早期発見に努めています。このほか、男女間や家庭内のトラブルなどの悩みに対し支援するための相談員を配置し、DVやセクシャルハラスメントへの対応を行っています。

虐待の早期発見に向けた取り組みとして、子どもネットワーク連絡協議会や高齢者虐待防止推進協議会を組織し、各分野の関係者が連携して情報共有を図っています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた外出自粛の動きは、家庭内での虐待やDVのリスクが高まる一方で、見守り活動が困難になるなど潜在化の懸念も指摘されており、実態を把握するための連携ネットワークの強化が必要です。

また、虐待している側のみならず、虐待されている側もその自覚や認識がない場合も多いため、虐待やDVに対する理解を深め、正しい知識を普及啓発することで、本人からのSOSの発信や周囲による気づきを促すことも重要です。

■施策の方向■

(1) 虐待の発生予防

子育て、介護にかかる負担軽減やレスパイト、産後うつや障害、認知症などに対する知識の普及や理解促進、子育てや介護に対する不安・悩みに対する相談支援、地域とのつながりや支え合いに取り組むことにより、養護者による虐待発生の未然防止、再発防止に努めます。また、パートナーからのDV、セクシャルハラスメント、男女間や家庭内のトラブルなどの悩みに対し支援するための相談員を配置します。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
母子手帳アプリ「母子モ」の活用促進・オンライン相談の実施	健康推進課
子育て世代包括支援センターにおける事業の充実	健康推進課
白石市子どもネットワーク連絡協議会	子ども家庭課
高齢者権利擁護に関する出前講座・講演会の開催	地域包括支援センター
白石市高齢者虐待防止推進協議会	長寿課
白石市障害者虐待防止センター事業	福祉課
DV、セクシャルハラスメントに関する相談員の配置	福祉課

(2) 虐待の早期発見と適切な対応

各分野の関係機関が連携、情報共有し、虐待などの問題が心配される家庭の状況把握や虐待の早期発見、適切な対応に努めます。また、市民や行政職員、民生委員・児童委員、福祉施設職員など、子どもや障がいのある人、高齢者に関わりのある人の虐待に対する理解を深めつつ、虐待の疑いを見聞きした場合の通報を促進し、早期発見に努めるとともに、関係者間での連携・情報共有するネットワークの強化を図り、適切な対応につなげます。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
関係機関との顔の見える関係づくり・連携体制の強化	関係各課
白石市子どもネットワーク連絡協議会	子ども家庭課
白石市高齢者虐待防止推進協議会	長寿課
白石市障害者虐待防止センター事業	福祉課
DV被害者の緊急一時保護及び自立支援活動	福祉課

(3) 虐待に対する理解・知識等の普及啓発

広く虐待に対する理解や知識の普及啓発を図るため、市の広報紙、市ホームページへの啓発記事の掲載、ポスターの配布・掲示、各種講座・講演会の開催などを行います。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
市の広報紙、市ホームページへの啓発記事の掲載	関係各課
啓発ポスターなどの配布・掲示	関係各課
高齢者権利擁護に関する出前講座・講演会の開催	地域包括支援センター

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な機会を通じて、子どもの発達、認知症、障害の特性や虐待に関する理解を深めます。 ○ 虐待の疑いがある場合は、市役所や児童相談所などに通告・相談します。 ○ 虐待をしてしまった、してしまいそうになった場合は、各種相談窓口にご相談します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や介護者の負担軽減、ストレス解消につながる活動を行います。 ○ 活動・事業を通じて虐待の疑いを見聞きした場合は、市役所や児童相談所などに通告・相談します。

4-3 生活困窮者自立支援の充実

■現状と課題■

市社会福祉協議会では、市からの委託を受け、生活困窮者自立相談事業や住居確保給付金の申請支援を実施しているほか、NPO法人と連携し、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。自立相談支援事業は、市社会福祉協議会に生活総合相談の窓口を設置し、相談内容に応じて必要な情報提供や助言を行うとともに、支援が必要な場合、その人に適した支援計画を作成し、自立を促進するとともに、ハローワークや法テラスへの同行などの支援を行っています。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による困窮相談をはじめ、新規相談件数や継続支援者が増加し、複合的な課題を抱えている事例も多くなっており、家計改善や就労準備支援の実施が望まれています。また、60歳以上の相談者が3割以上と年齢層が高い傾向にあり、就労による自立を目標とすることが難しいなど、既存の制度だけでは支援が困難なケースへの対応が課題となっています。

■施策の方向■

(1) 生活困窮者自立支援事業の実施

複合的な課題を抱え、経済的に困窮している人を幅広く受け止め、自立に向けた包括的な相談支援を行うとともに、本人の状況に応じた就労支援や生活支援、住居の確保などの支援を行います。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
自立支援相談事業	福祉課（社協）
住居確保給付金支給の申請支援	福祉課（社協）
子どもの学習・生活支援事業	福祉課（社協）
家計改善・就労準備支援事業の実施検討	福祉課（社協）

(2) 相談窓口の充実

市社会福祉協議会における生活総合相談窓口や総合的な困りごとの相談窓口をはじめ、各種相談窓口において、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて適切な支援につなげるなど、相談者に寄り添った相談支援を行います。併せて、相談員のスキル向上や増員など、相談支援体制の充実に努めます。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
生活総合相談窓口の設置	社会福祉協議会
総合的な困りごと相談窓口の設置	福祉課
利用者支援事業	子ども家庭課・健康推進課

(3) 関係機関との連携

市の関係課、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会やハローワークとの連携強化を図り、生活困窮者自立支援に関する情報提供、市民や関係機関への周知、広報活動を行うとともに、生活困窮者の早期発見や相談者に適した支援が行き届くよう取り組みます。

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮や子どもの貧困問題に関心をもち、気かけます。○ 生活に困窮した場合は、民生委員・児童委員や自治会、各種相談窓口にご相談します。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 関係団体は、活動を通じて生活困窮の状況把握し、必要に応じて関係機関につなげます。

4-4 災害時支援体制の強化

■現状と課題■

災害発生時に自ら避難することが困難で、避難のための支援が必要な人を把握し、迅速な安否確認や避難支援を行うことができるよう、希望者には、申請に基づき名簿作成を行っています。また、避難行動要支援者名簿をもとに、一人ひとりの具体的な「個別計画」の作成を進めています。

名簿の作成・活用にあたっては、関係機関への個人情報の提供を行うための同意が得られない場合があります。また、個別計画の作成において、地域住民の高齢化や近隣関係の希薄化などから協力者が見つからない場合の支援者の確保が課題となっているほか、プライバシーとの関連で支援の依頼を拒むケースも見られます。

災害時における要援護者の受入れは、市内社会福祉法人等との協定に基づき福祉避難所として運営しますが、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況においては、受入れが困難な場合も想定されることから、あらかじめ受入体制を検討しておく必要があります。

■施策の方向■

(1) 平時からの準備と防災意識の醸成

様々な災害を想定した防災訓練の実施や参加促進を図り、防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時の避難行動に配慮や支援が必要な人の把握や関係機関・福祉施設などとの連絡・情報共有体制の構築を図ります。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
白石市総合防災訓練の実施	危機管理課（全庁的）
避難行動要支援者名簿の作成・活用	福祉課
防災教室・訓練の開催	関係各課
白石市ハザードマップの作成・活用促進	危機管理課

(2) 避難行動支援体制の強化

地域や事業所などの協力を得ながら、「個別計画」の作成を推進するなど、災害時に安全に避難するための協力体制の構築に努めます。また、安心して過ごせる避難所運営に向けた取り組みを推進します。特に、感染症拡大防止の徹底を図るとともに、受入可能な福祉避難所が確保されるまでの間は、一時的に福祉センターをはじめ市内各避難所において、パーティションを使用するなど感染症対策を実施し、支援を行います。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
避難行動要支援者における「個別計画」の作成	福祉課
災害時における要援護者の受入れなどの協力に関する協定	福祉課
介護支援専門員との災害時支援行動マニュアルの確認	地域包括支援センター

(3) 災害ボランティアの対応

市社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター立ち上げのため、市の防災訓練への参加や設置・運営のための知識を習得するための研修への職員派遣を行うとともに、ボランティア団体などと連携を図りながら、災害ボランティアセンター体制整備の強化に努めます。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉協議会

(4) 被災者支援の充実

災害救助法に基づき、県からの法定受託事務として委任を受け、関係部署と連携しながら、速やかな応急救助を行うとともに、市独自の支援として見舞金の支給を行います。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
災害救助法に基づく応急救助	福祉課
災害見舞金の支給	福祉課

■市民・地域に期待する役割■

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生したときの避難行動を確認します。 ○ 災害時の避難に心配のある人は、平時からの見守りのため地域安心ネットワークへ登録します。 ○ 災害時の避難行動に支援が必要な人がいる場合、できる範囲で協力します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動・事業を通じて、避難行動に支援が必要な人を把握します。 ○ 団体・事業所の機能を生かした防災・減災対策や被災者支援を行います。

4-5 安全・安心な地域環境の整備

■現状と課題■

防犯対策として、「しろいし安心メール」で広く情報提供や注意喚起を行っています。また、交通安全対策では、障がいのある人や高齢者に配慮し、すべての市民が安心して使える交通安全設備の充実を図るとともに、各種キャンペーンや交通安全教室の開催を通じて、交通安全に対する意識啓発を図っています。さらに、安全・安心な住居の確保に向けて、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導、安否確認、緊急時における連絡を行っています。

特殊詐欺や高齢者による交通事故が社会問題となっており、関係機関と連携・協力しながら犯罪被害、事故防止対策の強化を図っていく必要があります。また、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策の徹底を図るため、関連する情報の収集や発信を行い、適切な判断と行動変容を促すとともに、感染者や濃厚接触者、医療従事者などへの差別・偏見をなくしていくことが求められます。

本市では、令和2年12月に「白石市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例」を制定し、新型コロナウイルスに対する情報収集・発信や正しい知識の普及啓発、感染拡大防止に努めるとともに、患者やその家族、医療従事者等に対する不当な差別的扱い、誹謗中傷等による人権を侵害してはならない旨が定められており、その周知徹底を図っていく必要があります。

■施策の方向■

(1) 防犯・交通安全対策の推進

市の広報紙や各種教室、講習会、メール配信などを通じて、防犯、交通安全に対する意識啓発を図るとともに、地域による見守り活動を促進し、犯罪被害や交通事故の防止に努めます。また、本人や家族が被害に遭った場合の対応に関する情報提供や心のケアを行います。

【具体的な取組例】

取組	担当部署
市の広報紙、市ホームページへの啓発記事の掲載	関係各課
防犯・交通安全教室、講習会の開催	関係各課
しろいし安心メールの配信	危機管理課

(2) 安全・安心な住居の確保

住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、生活ニーズや状況に応じた多様な住まいが適切に提供される環境の整備に努めます。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
公営住宅のバリアフリー化・特定公共賃貸住宅の整備	建設課
白石市住宅いきいき制度の活用	建設課
シルバーハウジングの活用と生活援助員の配置	建設課・長寿課
住宅改修費の給付	長寿課・福祉課

(3) 再犯防止に向けた取り組みの推進

犯罪をした者などが、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む地域社会の実現を目指すとともに、そのことで市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
白石市保護司会・更生保護サポートセンターとの連携	福祉課
地方再犯防止推進計画の策定	福祉課

(4) 感染症対策の推進

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染予防に向けて、日頃の手洗い・うがいの励行や福祉施設・事業所などにおける感染防止対策の徹底、予防接種の実施に加え、新しい生活様式など感染拡大防止に向けた行動変容を促進します。地域における通いの場や交流活動なども、感染状況や必要な対策の情報収集に努めながら、感染防止対策の徹底を促します。併せて、感染者や濃厚接触者、医療従事者などへの差別や偏見のない地域社会づくりを推進します。

【具体的な取組例】

取 組	担当部署
「白石市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例」の周知徹底	関係各課

■市民・地域に期待する役割■

<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全や防犯意識をもちます。 ○ 地域の交通安全活動や防犯活動に参加します。 ○ 防災訓練や交通安全・防犯教室に積極的に参加します。 ○ 手洗い、うがいなど、一人ひとりができる感染予防対策を行います。 ○ 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、偏見や差別をしません。
<p>地 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯や交通安全に向けた見守り、啓発活動を行います。 ○ 再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護活動を理解し、協力します。 ○ 新しい生活様式を取り入れた活動や事業展開を図ります。

1 白石市地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

白石市告示第130号

令和2年11月13日

白石市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する白石市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について幅広い意見を聴取するため、白石市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するのに必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療、福祉等関係者
- (3) 地域住民の組織に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定め、その司る職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(2) 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

(2) 委員名簿

委員の構成	所 属	役職	氏 名	備考
学識経験者	東北福祉大学 総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科	准教授	森 明 人	委員長
保健医療関係者	白石市医師会	会 長	小松 和久	副委員長
	仙南歯科医師会 白石支部	支部長	小野 貴志夫	
	医療法人社団蔵王会 精神科病院 仙南サナトリウム+	理事長	本 多 修	
福祉関係者	白石市社会福祉協議会	事務局長	水戸 喜範	
	白石市身体障害者福祉協会	会計理事	武田 峰子	
	白石市民生委員児童委員協議会	会 長	佐 藤 進	
	社会福祉法人 白石陽光園	常務理事	小室 真二	
	特定非営利活動法人 白石うぐいす会	施設長代理	平岡 めぐみ	
地域住民の組織に所属する者	白石市議会厚生文教常任委員会	委員長	佐藤 秀行	
	白石市自治会連合会	会 長	紺野 澄雄	
	白石市老人クラブ連合会	副会長	山 田 功	
	白石市地域婦人団体連絡協議会	会 計	佐藤 きよ子	

2 策定経過

時 期	実施内容
令和2年1月20日 ～2月3日	市民アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：白石市在住の20歳以上の市民2,000人（無作為抽出） ・方法：郵送配付・郵送回収 ・回収：920票（回収率 46.0%）
令和2年9月2日 ～9月25日	関係団体等アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：白石市で活動する地域団体35団体 ・方法：郵送配付・郵送回収 ・回収：35票（回収率 100%）
令和2年12月3日	第1回策定委員会の開催 （新型コロナウイルス感染拡大予防のため書面開催に切替） <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付（送付） ・委員長・副委員長の選出→次回の協議事項 ・地域福祉計画骨子案「白石市地域福祉計画検討 ・資料 地域福祉にかかる本市の現状と課題」を送付 ・各委員からの意見等を郵送で回収し協議に替える
令和3年2月8日	第2回策定委員会の開催・委員長・副委員長の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・白石市地域福祉計画の概要及びスケジュールについて 資料：地域福祉計画素案 ・各委員からの意見等
令和3年2月18日 ～3月4日	白石市地域福祉計画（案）パブリックコメント募集 <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし
令和3年3月11日	第3回策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・白石市地域福祉計画（案）パブリックコメントの結果報告 ・地域福祉計画（最終案）について

3 用語解説

アルファベット	
DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある(関係があった)男女間での暴力行為をいう。
NPO	NonProfit Organizationの略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことにより、計画を着実に進行し、より効果の高い取組を実行するための仕組みのこと。
SNS	Social Networking Serviceの略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。フェイスブック、ライン、ツイッター、インスタグラムなどがある。
あ 行	
アセスメント	介護サービスの提供等の支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
インフォーマルサービス	公的機関や制度に基づくものではない、家族や友人、地域住民、NPO等による援助をいう。
オレンジカフェ	⇒ 認知症カフェ
か 行	
介護支援専門員	介護保険制度で、要介護者・要支援者の身近な相談窓口として、利用者がその心身の状況や環境、本人や家族の希望などに応じた適切なサービスを受けられるよう、社会資源の結びつけや関係機関(市区町村、サービス事業者、病院など)との連絡調整等を行う専門職のこと。
基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協議体	支え合いの仕組みづくりを作り出すため、地域課題やニーズを把握し、課題解決に向けた活動を推進するため、住民や様々な専門分野、行政を含めて構成された組織。市全域を範囲とした第1層協議体と、日常生活圏域を範囲とした第2層協議体がある。

ケアマネジメント	対象者の社会生活上のニーズに応えるため、心身の状態や希望に応じた適切な社会資源（専門家やサービス等）につなげること。
ケアマネジャー	⇒ 介護支援専門員
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
権利擁護	生活不安を感じている高齢者や、身体障害者、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）	住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。
さ 行	
サロン	住み慣れた地域で生き生きと過ごすことのできるよう、地域の住民が主体となって運営する「通いの場」のこと。
市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。後見人となる親族がいないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる強みがある。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援サービスの充実や社会参加に向けて、サービスの担い手の養成、発掘や元気な高齢者が担い手として活躍する場の確保などをコーディネートする人のこと。市全域を活動範囲とする第1層コーディネーターと日常生活圏域ごとの第2層コーディネーターがある。
成年後見制度	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。
相談支援専門員	障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など全般的な相談支援を行う。
た 行	
団塊の世代	1947年から1949年に生まれた世代をいう。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれている。

団塊ジュニア世代	団塊の世代の子どもの世代で、1971年から1974年に生まれた世代をいう。この4年間の出生数は毎年200万人を超え、最も多い1973年には約209万人となっている。
チームオレンジ	市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。
な 行	
日常生活圏域	地域の特性や実情に応じたサービス提供や基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して設定するもの。地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域では、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」が理想とされている。
認知症カフェ	認知症の方とその家族だけでなく、地域住民や専門職など誰もが参加できる集いの場のこと。認知症の方やその家族の居場所や地域とのつながりをつくること、認知症の家族の方の介護負担を軽減することを目的に開設される。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを行う人のこと。
認知症の日常生活自立度	認知症者の介護の度合いをレベルごとに分類したもの。介護保険の認定の際（認定調査の資料・主治医意見書）の書類に使用される。レベルには、「自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M」の8段階があり、Ⅰに近い方が軽く、Ⅳに近くなるほど重くなる。認知症のないもの場合には「自立」とする。
は 行	
避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。
福祉避難所	災害発生時に高齢者、障害者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結ぶケースが多い。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法テラス	日本司法支援センターのことで、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき設立された。困りごとに応じて解決に役立つ法制度や手続、適切な相談窓口を案内している。
ま 行	
民生委員・児童委員	都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。
ら 行	
レスパイト	「息抜き」、「一時休止」という意味。一時的に介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、介護疲れや共倒れを防ぐための援助のこと。

白石市地域福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：白石市保健福祉部福祉課

〒989-0231 宮城県白石市福岡蔵本字茶園62-1

電話：0224-22-1400

FAX：0224-26-2699

